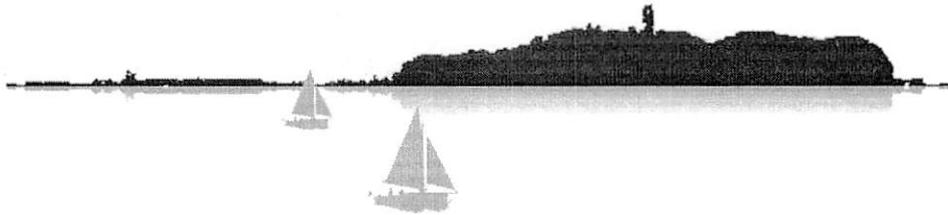


平成29年度
神奈川県の施策・制度・予算に関する要望
(藤沢市の要望事項)

～郷土愛あふれる藤沢の実現に向けて～



藤沢市

要望にあたって

日頃から、市政運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年の当市要望事項につきましては、一方ならぬご配慮をいただき深謝申し上げます。

当市では、総合計画に替わる市政運営の総合指針2016において、「めざす都市像」として「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」を掲げ、長期的な視点を踏まえた喫緊の課題に対し、重点的に施策、事業を推進しております。

また、広域都市連携においては、湘南地域県政総合センターのご協力をいただきながら、茅ヶ崎市、寒川町と湘南広域都市行政協議会を運営し、共通課題の解決に向けた検討、事務の共同処理等により、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化、能率化を推進しております。

これらの取組においては、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を意識することはもとより、効率性と相乗効果を高めるためにも、県市の連携、協働や神奈川県における技術的財政的なご協力、ご支援が不可欠なものとなります。

ついでには、当市が平成29年度の施策を展開する上で重要かつ緊急性の高い要望事項を取りまとめましたので、ご高覧の上、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2016年(平成28年)6月

藤沢市長

鈴木恒夫

目 次

個別重点課題	1
1 防犯カメラの設置について	2
2 落書き防止に関する県条例制定と取締り強化について	4
3 不法投棄の防止について	6
4 GPS 波浪計の整備について	8
5 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について	10
6 ロボット産業の振興に対する支援の充実について	12
7 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の拡充について	14
8 道路の整備促進について	16
9 海岸の環境保全について(海の家解体時の釘の散乱防止)	18
10 相鉄いずみ野線の延伸について	20
11 河川の整備促進について	22
12 片瀬江ノ島周辺の整備及び片瀬江ノ島駅舎の改良について	24
13 クロピラリドを含む粗飼料の輸入について	26
14 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について	28
15 江の島大橋及び江の島弁天橋の改修等について	30
広域的重点課題	33
1 都市財源の確保について(企業版ふるさと納税制度の拡充)	34
2 高齢者施設の整備に対する支援について	36
3 障がい者福祉の充実について(入所施設の整備)	38
4 障がい者福祉の充実について(重度障害者医療費助成制度の充実)	40
5 幼稚園就園奨励費補助制度における財源措置について	42
6 民間保育所施設整備借入償還金補助制度の創設について	44
7 小児医療費助成制度について	46
8 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について	48
9 特別支援教育の充実強化について(教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置)	50
10 特別支援教育の充実強化について(教員の複数配置)	52
11 再生可能エネルギーの普及制度の充実について	54
12 海岸の保全について(海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の復元)	56
13 海岸及び河川の環境保全について(河川ごみの除去対策)	58
14 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について	60
15 農地の相続税納税猶予制度の拡大について	62
県所管別要望一覧	64
主な箇所図	67

個別重点課題

- 1 防犯カメラの設置について
- 2 落書き防止に関する県条例制定と取締り強化について
- 3 不法投棄の防止について
- 4 GPS波浪計の整備について
- 5 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について
- 6 ロボット産業の振興に対する支援の充実について
- 7 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の拡充について
- 8 道路の整備促進について
- 9 海岸の環境保全について（海の家解体時の釘の散乱防止）
- 10 相鉄いずみ野線の延伸について
- 11 河川の整備促進について
- 12 片瀬江の島周辺の整備及び片瀬江ノ島駅舎の改良について
- 13 クロピラリドを含む粗飼料の輸入について
- 14 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について
- 15 江の島大橋及び江の島弁天橋の改修等について

（要望項目の順序は、優先度ではなく、市長会要望の分類順としております。）

新規要望

1 防犯カメラの設置について

(要望先 安全防災局, 県警本部)

重点要望項目

安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、神奈川県警察が設置する街頭防犯カメラシステム等を、藤沢駅周辺に設置すること。

要望内容

<現状>

藤沢警察署管内である藤沢駅前地区は、2015年(平成27年)3月に駅南口で拳銃の発砲による殺人未遂事件が発生するなど、夜間・深夜に飲酒客が増加、客引き行為等の迷惑行為が多発している地区となっています。また、周辺地区では、児童・生徒等への声かけ事案やわいせつ事案、ひったくり等も発生しています。

平成21年度に警察庁がJR川崎駅東口地区において実施した「街頭防犯カメラシステムモデル事業」のシステムを、平成23年度に神奈川県警察が引き継ぎ、街頭防犯カメラシステム等の運用を開始しています。当市では、街頭犯罪に対し、市民、警察、行政及び関係団体が連携して犯罪抑止の推進を図っていますが、特に、神奈川県警察が設置する街頭防犯カメラは、犯罪の速やかな認知、被害者の保護、迅速・的確な対応、犯罪の捜査や客観的な立証などに極めて有効であり、犯罪の抑止に関して非常に高い効果が期待できます。

近年、自治会や商店街等による防犯カメラの普及が進む中、藤沢駅前地区は、神奈川県警察が実施する「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策」の推進重点地区に指定されていることから、犯罪を未然に防ぎ、地域の安全を確保するためには、特に自治会、商店街で対応できない区域について、警察による犯罪抑止対策を強化していただく必要があります。

また、東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技が湘南港(江の島)で開催される際には、国内外から多くの観光客等が見込まれることから、大会の開催に向けては更なる治安対策が必要となります。

< 要望事項 >

次の事項について要望します。

- 神奈川県警察による街頭防犯カメラシステム等を藤沢駅周辺に設置すること。

< 効果 >

犯罪の抑止効果が高まることで、周辺地区の治安改善及び安全で安心なまちづくりにつながります。

参考資料

【カメラ等の運用状況】

< 街頭防犯カメラシステム >

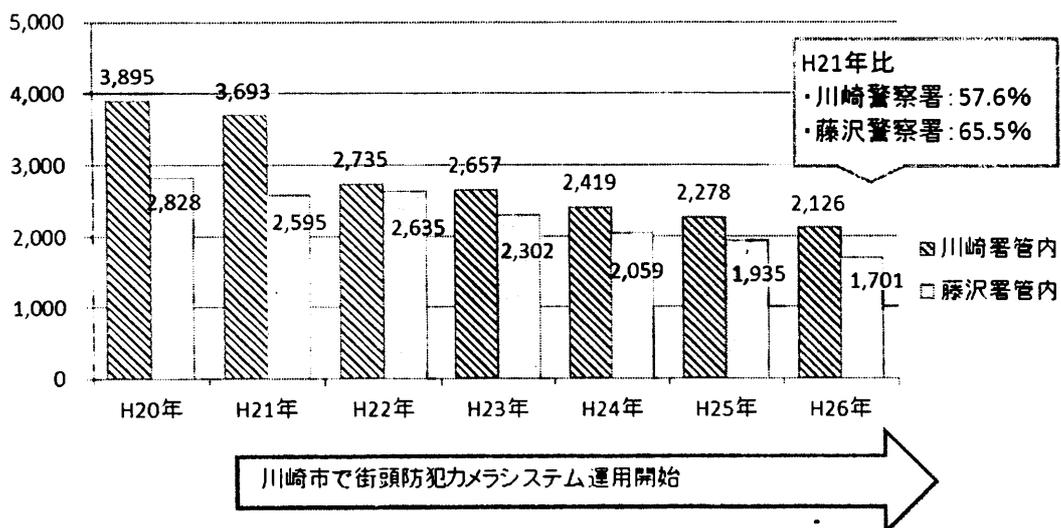
- ・JR川崎駅東口地区 2009年(平成21年)12月に5台運用開始し、2010年(平成22年)3月末に50台全て運用開始
- ・川崎市中原区中原警察署管内 2016年(平成28年)4月に10台運用開始

< 街頭防犯カメラ >

- ・県内10警察署管内(金沢, 伊勢佐木, 多摩, 横須賀, 大船, 平塚, 厚木, 大和, 相模原, 相模原北) 計50台運用開始

< モバイル式防犯カメラ >

- ・平成26年度 30台運用開始 ・平成27年度 9台運用開始



藤沢警察署管内と川崎警察署管内の犯罪認知件数の推移(出展:神奈川県警察 犯罪統計資料)

(市担当課 市民自治部 防犯交通安全課)

一部新規要望

2 落書き防止に関する県条例制定と取締り強化について

(要望先 環境農政局, 県警本部)

重点要望項目

環境美化の推進による生活環境の向上と犯罪抑止の観点から、落書き防止の推進に関する条例を制定すること。

また、落書き防止・再発対策として、県の管理する海岸施設等に監視カメラを設置するとともに、神奈川県警察とも連携した取締り対策を強化すること。

要望内容

<現状>

2007年(平成19年)6月29日に制定された「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」において、落書きの禁止を規定し、学校、地域との協働による落書きの除去と壁画、ウォールアート設置等を行ってきました。平成25年度には、落書きの早期発見、早期対応のため、「落書き対策関係者会議」を設置し、庁内における落書き情報の一元化、共有化を図るとともに、落書き対応についての業務全般をまとめたマニュアルを作成しました。さらに、市民向けマニュアルをホームページ上に公開し、市民の意識啓発を行うなどの落書き防止に向けた取組を推進しています。

しかし、市内では落書きが後を絶たず、特に、同一箇所への繰り返しの被害や消去困難な高所への被害が、目に余る状況となっています。

このような状況の中、広域的で効果のある落書き行為の禁止と罰則規定を盛り込んだ県条例を制定することで、落書き防止・抑止力の向上を図るとともに、被害多発箇所には監視カメラを設置し、神奈川県警と連携した取締り対策を強化する必要があると考えています。

「割れ窓理論*」の観点からも、落書はその行為を放置することにより、犯罪が誘発される恐れがあり、落書き行為を厳しく禁止することが必要と考えています。

*割れ窓理論・・・軽微な犯罪を放置することで、その場所に目が行き届いていないと思われ、より重大な犯罪を招く恐れがあります。このことから、軽微な犯罪(窓を割るなどの行為や落書きなど)でも徹底的に対応することにより、重大な犯罪を未然に防ぐことにつながるという理論です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 環境美化の推進による生活環境の向上と犯罪抑止の観点から、落書き防止の推進に関する条例を制定すること。
- 落書き防止・再発対策として、被害が多発している県の管理する海岸施設等に監視カメラを設置するとともに、神奈川県警とも連携した取締り対策を強化すること。

<効果>

落書き防止対策の実効性が高まり、抑止力が高まることにより、落書き行為が減少し、環境美化の推進が図られるとともに、犯罪発生の抑制に寄与することが期待されます。

参考資料



第2回藤沢市の落書き消し隊！決起集会

- ・実施日 2015年(平成27年)10月10日(土)
- ・参加者 12団体 139人



第40回ゴミゼロ・落書きゼロクリーンキャンペーン

- ・実施日 2016年(平成28年)5月29日(日)
- ・参加者 81人

(市担当課 環境部 環境総務課)

継続要望

3 不法投棄の防止について

(要望先 環境農政局, 県警本部)

重点要望項目

不法投棄を防止し、安全・安心な生活環境を確保するため、不法投棄監視カメラ・不法投棄防止センサーの増設に対して財政的支援を講じるとともに、神奈川県警の夜間パトロールを強化すること。

要望内容

<現状>

当市では不法投棄防止対策として、不法投棄監視カメラ、不法投棄防止センサー及び不法投棄防止看板を設置するとともに、市職員による「ふじさわスマートチェック」や市民と協働したパトロールを実施しています。その効果として、特に監視カメラの設置により、不法投棄の件数や量は減少してきている一方、人目につきにくく、車の乗り入れがしやすい場所では、不法投棄は依然として後を絶たず、特に建設廃材や土砂等の産業廃棄物をはじめ、家庭系の一般廃棄物なども一度に多量投棄されるケースが目立ち、その処理費用等の財政的な負担が増大しています。

宅地開発等により、住宅のある区域が増えていることから、不法投棄しやすい場所が減少し、特定の場所に不法投棄が集中する傾向にあるため、監視カメラ設置が大変有効な対策となりますが、監視カメラ等の経費として、年間で約200万円を市単独で支出することは、財政的に大変厳しい状況となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 不法投棄監視カメラや不法投棄防止センサーの増設支援を行うこと。
- 抑止力がある神奈川県警による夜間パトロールを実施すること。

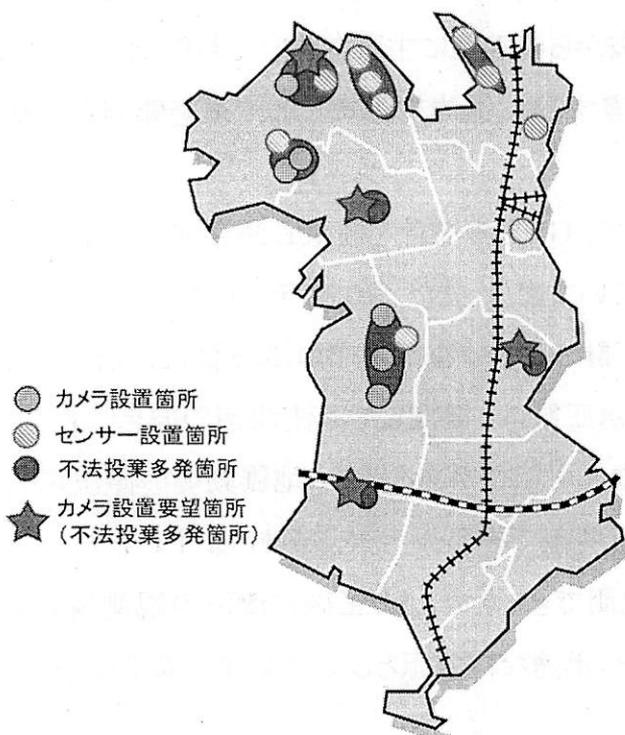
<効果>

不法投棄を抑止し生活環境の向上や不法投棄に係る犯罪の抑制につながるとともに、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」及び「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の目的にもかなうものと考えます。また、犯罪機会論の観点からも、良好な生活環境を維持することは有効な対策であり、副次的に犯罪全体の抑止につながることを期待されます。

参考資料

不法投棄に関する処理等の状況と監視カメラ等設置状況

年度	出動回数	収集量 (単位:kg)	監視カメラ等設置状況		
			監視カメラ	ダミーカメラ	監視センサー等
23	1,169	52,210	3	0	9
24	789	43,969	4	2	11
25	675	35,865	6	3	11
26	403	14,584	6	7	11
27	556	20,520	6	12	9



(市担当課 環境部 環境事業センター)

一部新規要望

4 GPS 波浪計の整備について

(要望先 安全防災局)

重点要望項目

迅速かつ適確な避難行動に資するため、水圧計のデータに基づく情報の確度向上を図るとともに、より正確な相模湾沖へのGPS波浪計を設置するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国の新たな知見に基づく、5つの新たな地震による「津波浸水予測図」が2015年(平成27年)2月27日に公表され、この予測図を基に作成された「津波浸水想定」が同年3月31日に公表されました。その結果、当市においては、最大津波高は11.5m、最大波の到達時間は12分、浸水面積は4.7km²となり、これは慶長型地震の想定を上回るもので、津波避難対策を強化する必要性はますます高まっています。相模湾に約7kmの海岸保全区域を有する当市では、津波一時避難対策として津波避難ビルの拡充等に努めてきましたが、これらは、地域住民の津波からの避難に主眼を置いており、ピーク時に1日当たり10万人を超える海水浴客を考慮すると、海岸に近接した津波避難施設の確保が急務となっています。

国土交通省では、国内18箇所において、GPS波浪計を設置し沖合波浪の観測を行っています。相模湾沖には設置されていません。また、2012年(平成24年)3月からは、相模湾沖の3か所に設置された水圧計のデータを気象庁の津波警報に活用しています。しかし、沖合の海底に設置される水圧計は、観測した津波波面の向きによってはあらかじめ対応づけた予報区に向かわない可能性があるほか、地震動等の津波以外の記録を含んでいるため、津波の始期が不明確であるという欠点があります。一方、GPS波浪計は波浪や潮位をリアルタイムで観測できるため、より正確に津波の観測情報を得ることができ、津波避難における正確かつ迅速な情報源として重要性が高まっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 水圧計のデータに基づく情報の確度向上を図るとともに、より正確な相模湾沖へGPS波浪計を設置するよう国に働きかけること。

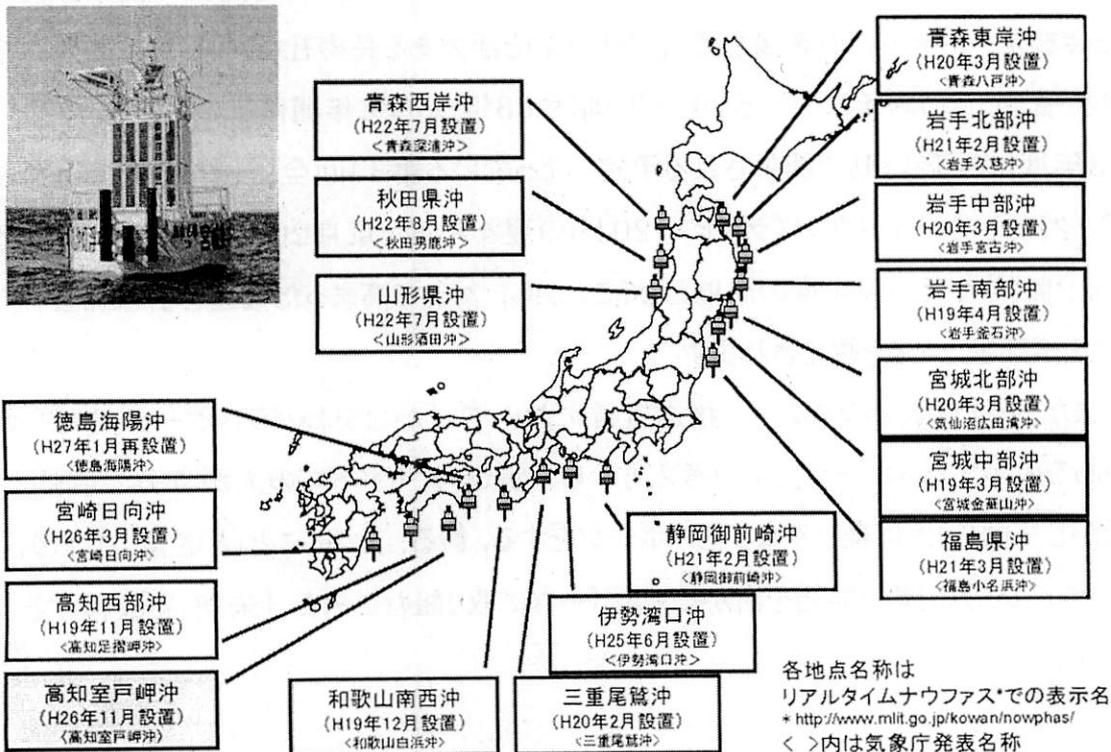
<効果>

地域住民や海水浴、マリレジャーなどの観光客に対し、初期行動を迅速かつ適切に行うための正確な情報を入手することで、様々な緊急対策が可能となり、より多くの生命と財産を守ることが可能となります。

参考資料

GPS波浪計設置状況(平成27年3月現在)

国土交通省
別紙



(出展:国土交通省Webサイト)

(市担当課 総務部 防災危機管理室)

継続要望

5 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について

(要望先 スポーツ局)

重点要望項目

平成33年度に神奈川県で開催される第34回全国健康福祉祭(ねんりんピック)において、かながわパラスポーツと協調しながらソフトバレーボール大会や、最新の福祉機器を活用したイベントを藤沢市内で開催すること。

要望内容

<現状>

全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)は、スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立50周年に当たる1988年(昭和63年)から毎年開催しているものです。平成33年度に神奈川県で開催される予定となっている第34回全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、ワールドカップラグビー2019の翌々年度、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の翌年度の開催となることから、大会で高まった機運を引き続き維持していくことが課題となると想定されます。

また、かながわパラスポーツ推進宣言において、「かながわパラスポーツ」とは「障がいのある人がするスポーツ」という考え方から一歩進め、「すべての人が自分の運動機能を活かして同じように楽しみながらスポーツをする、観る、支えること」と定義しており、一人ひとりが自分の運動機能を活かしてスポーツに取り組むことは、「未病」を改善することにもつながります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

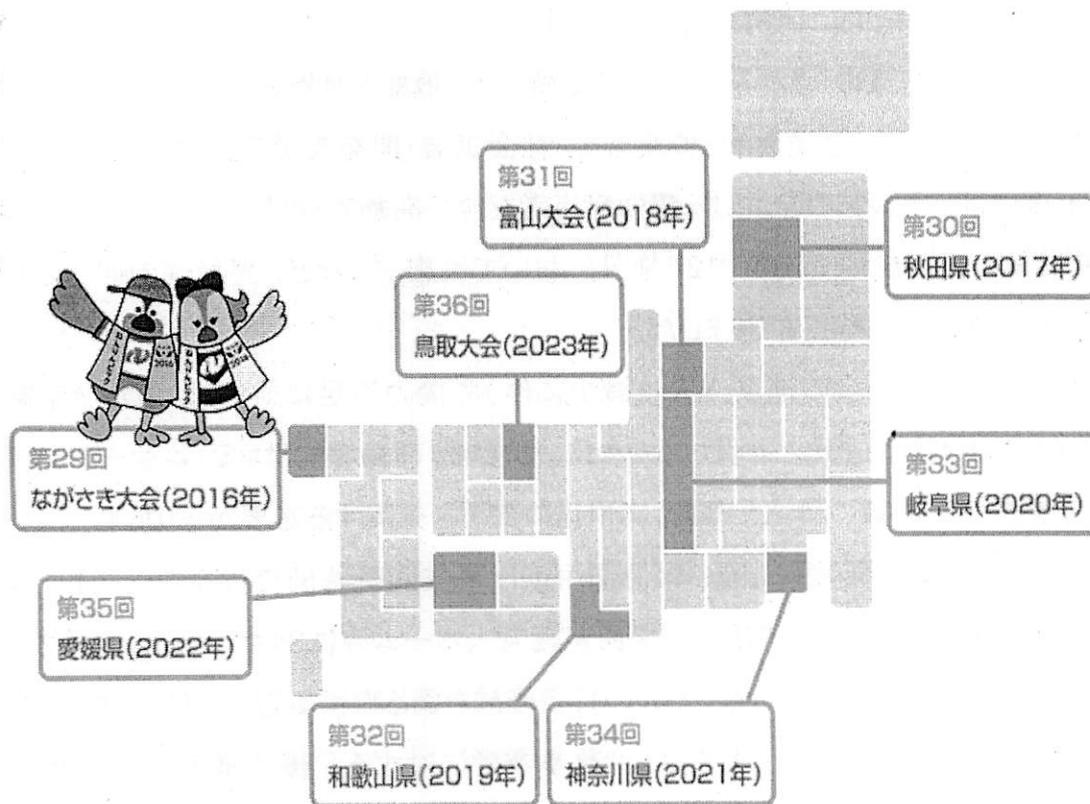
- 平成33年度に神奈川県で開催される第34回全国健康福祉祭(ねんりんピック)において、ソフトバレーボール大会や、最新の福祉機器を活用したイベントを藤沢市内で開催すること。

<効果>

かながわパラスポーツと協調しながらソフトバレーボール大会や、最新の福祉機器を活用したイベントを藤沢市で開催することにより、オリンピック・パラリンピックの機運の維持、世代間交流の促進、最新の福祉機器の紹介、未病の改善など、幅広い効果が見込まれます。

参考資料

2016年(平成28年)以降の開催地一覧



(出典:長寿社会開発センターWebサイト)

(市担当課 生涯学習部 スポーツ推進課)

継続要望

6 ロボット産業の振興に対する支援の充実について

(要望先 政策局, 産業労働局, 保健福祉局)

重点要望項目

生活支援ロボットの実用化の促進と地域経済の活性化を図るため、コミュニケーションロボット、ロボットスーツ等の導入や実証実験等に対する支援を充実すること。

要望内容

<現状>

当市は、ヘルスケア・ニューフロンティアの推進の取組を含め、県の生活支援ロボット関連の取組と積極的に連携を図っています。

そうした中で、県の「さがみロボット産業特区」の取組と連携しつつ、独自のロボット産業推進プロジェクト(企業誘致・普及啓発・社会実装・開発支援等)の展開を進め、平成26年度には、介護施設における認知症患者を含む高齢者向けコミュニケーションロボット(PALRO)の実証研究を市内23施設において実施するなど、実用性の向上と特区の具現化に向けて取り組んできました。

今後の超高齢社会の進展や人口減少に伴う労働力不足に対応し、新たな産業分野での持続的な経済成長を実現するために、引き続き高齢者向けコミュニケーションロボット、装着型ロボット等の研究と実証、実用化の支援を充実する必要があります。

県では、平成27年度に、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して、県内30施設(うち、藤沢市内5施設)の特別養護老人ホーム等に3台ずつ、ロボットスーツHAL(腰タイプ)を導入し、介護する人の負担軽減を図る職場処遇改善プログラムが実施されました。また、平成28年度には、介護事業者に対する介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットの導入経費の補助を行うなど、導入や普及に向けた取組が引き続き実施されています。介護ロボット等の導入については、介護従事者の負担軽減をはじめ、介護が必要な方への効果も期待される一方、費用負担や活用実績・事例が少ないなど課題も多いことから、実用化や普及促進に向けては一層の支援が必要となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 高齢者向けコミュニケーションロボットについては、利活用に向けた支援を充実すること。
- ロボットスーツ等の導入や実証実験等に対する支援を充実すること。
- 市民へのロボットの普及・啓発、特に生活支援ロボットの普及拡大に対する事業への支援を充実すること。

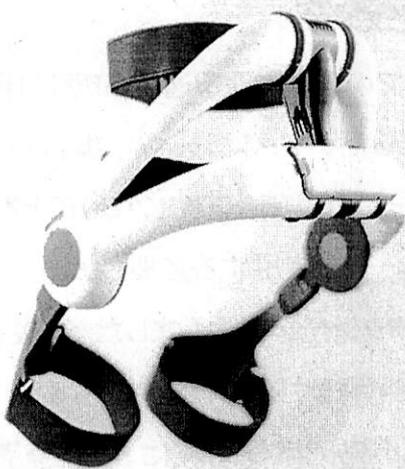
<効果>

今後の超高齢化の進展、生産年齢人口の減少を見据えた中で、健康増進とQOLの向上が図られ、安心して暮らしやすい都市の構築が期待されるとともに、ロボット産業の振興による地域経済の活性化に寄与します。

参考資料

藤沢市ロボット産業推進プロジェクト→

ロボットスーツHAL（腰タイプ）↓



(出典:CYBERDYNE株式会社Webサイト)

ロボキュンふじさわプロジェクト～ロボットセミナー

ロボットと私たちの未来

<p>第1回 1/21(土) 13:30～15:00</p> <p>これが最先端！ ロボットスーツHALを知り、 感動に詳しくなるセミナー</p> <p>講師 赤野 秀典氏</p> <p>会場 藤沢市立市民会館 2階 大会場</p> <p>参加費 無料</p>	<p>第2回 1/29(日) 10:00～11:30</p> <p>生活支援ロボットとは何か？ 未来を変えるヒントがある！</p> <p>講師 久野 孝村氏</p> <p>会場 藤沢市立市民会館 2階 大会場</p> <p>参加費 無料</p>	<p>第3回 2/17(日) 10:30～12:30</p> <p>現在・近未来における 住環境でのロボット活用</p> <p>講師 田本 康広氏</p> <p>会場 藤沢市立市民会館 2階 大会場</p> <p>参加費 無料</p>
<p>第4回 2/24(土) 16:00～17:30</p> <p>ロボットが実える教育、 介護のかたち</p> <p>講師 竹内 真直氏</p> <p>会場 藤沢市立市民会館 2階 大会場</p> <p>参加費 無料</p>	<p>第5回 3/3(日) 13:30～17:00</p> <p>等々力でも社会に参加する。 分身ロボットが作る未来と その開発ストーリー</p> <p>講師 古藤 敏太郎氏</p> <p>会場 藤沢市立市民会館 2階 大会場</p> <p>参加費 無料</p>	

今後、ロボット技術は、介護・福祉、家事、安全・安心などの生活分野への展開が大きく期待されています。これらの生活分野に展開されるロボットは「生活支援ロボット」と言われ、今、注目が集まっています。今回のセミナーでは、生活支援ロボットに関する最先端の研究・開発に関わっている講師を多方面からお招きし、私たちの生活とロボットの未来を考えていきます。

【日 時】 平成28年1月21日(土)～3月3日(木)

【場 所】 湘南ロボケアセンター「ロボテラス」

【定 員】 各回30名

【参加費】 無料

【応 募】 湘南ロボケアセンター「ロボテラス」まで電話申込
☎0466-31-0821(平日 10:00～17:00)

参加費無料
先着30名様

ROBO TERRACE
RDBD CARE CENTER
TEL.0466-31-0821 www.robotry.jp/robotry

(出典:湘南ロボケアセンターWebサイト)

(市担当課 経済部 産業労働課, 企画政策部 企画政策課, 福祉部 介護保険課)

新規要望

7 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の拡充について

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

学校管理下における児童生徒の災害に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について、対象範囲の拡大や給付金の増額等による給付の一層の充実を図るよう、国等に働きかけること。

要望内容

<現状>

独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付金制度では、学校管理下における児童・生徒の事故等に対して、かかった医療費のうち保健診療対象費用の3割分に加え、見舞金等の意味から1割が上乗せされて給付金が支給されます。しかし、松葉杖のレンタル費用等を共済給付金でカバーできず、保護者が負担しなければならない費用が発生しており、経済的に厳しい状況の家庭が増える中、学校管理下における災害について、保護者の負担軽減を図る必要が生じています。

具体的な事例として、平成25年度に学校事故での火傷による通院加療に伴い、自宅で毎日ガーゼ交換しなければならない状況となったケースにおいて、傷口を刺激しないよう高額な特殊ガーゼの使用が必要となり、ガーゼの単価が1枚1,700円と高額になったことに加え、シャワーを浴びる際には防水シートを使用する必要性が生じました。また、本人は歩行が困難であったため、病院までタクシーを利用しましたが、災害共済給付金の上乗せ分だけでは補填できず、保護者が負担するという状況でした。

子育て支援として、県内の全市町村において、小児医療費助成による医療費の全額給付が進む中、学校事故においてのみ自己負担が生じるという矛盾は、一般家庭には理解されにくいものです。経済的に厳しい家庭も増えており、災害共済給付によって対応すべき範囲、額ともに拡充すべきものと捉えています。

<要望事項>

次の事項を要望します。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度における、対象範囲の拡大や給付金の増額等による給付の一層の充実を図るよう国等に働きかけること。

<効果>

学校管理下の事故においても、災害共済制度により確実な給付が担保されることにより、保護者の支払う医療費の負担軽減に寄与します。

参考資料

◆ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(平成27年4月1日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 (▶ 給付金の計算方法) ・ 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、▶ 高額療養費の対象となる場合は、自己負担額 (所得区分により限度額が定められている。) に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ・ 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・ 学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・ 熱中症 ・ 溺水 ・ 異物の嚥下 ・ 漆等による皮膚炎 ・ 外部衝撃等による疾病 ・ 負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 (▶ 障害等級表) 3,770万円～82万円 (通学中の災害の場合 1,885万円～41万円)
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 (通学中の場合1,400万円)
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 (通学中の場合も同額) 死亡見舞金 2,800万円 (通学中の場合1,400万円)

(出展:独立行政法人日本スポーツ振興センターWeb サイト)

(市担当課 教育委員会 教育部 学務保健課)

継続要望

8 道路の整備促進について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、都市計画道路「藤沢厚木線辻堂工区」及び「横浜藤沢線川名工区」、「(仮称)湘南台寒川線」の早期事業着手を図るとともに、圏央道の一部である横浜湘南道路及び高速横浜環状南線の早期完成を国などに働きかけること。

要望内容

<現状>

2015年(平成27年)3月に圏央道さがみ縦貫道路が開通し、その起終点が藤沢市城南に位置する藤沢インターチェンジとなっていることから、その周辺はもとより市域への交通混雑が発生しています。国道1号の交通量の増大、慢性的交通渋滞は、市民生活及び地域産業振興に重大な影響を及ぼしています。

圏央道は神奈川県内における大動脈として、また、都市構造の再編成や沿線におけるまちづくりの支援に重要な役割を果たす路線として効果は高く、当市においても、脆弱な高速自動車道路網を補い、大規模工場の市域からの転出などに見られる産業基盤の弱体化を抑止する点で、極めて重要となっています。

こうしたことから、広域道路ネットワークの実現を図るため、圏央道の一翼を担う横浜湘南道路及び横浜環状南線の早期完成が必要となっています。また、併せて、圏央道へアクセスする都市計画道路藤沢厚木線辻堂工区及び横浜藤沢線川名工区、(仮称)湘南台寒川線の早期事業着手が望まれています。

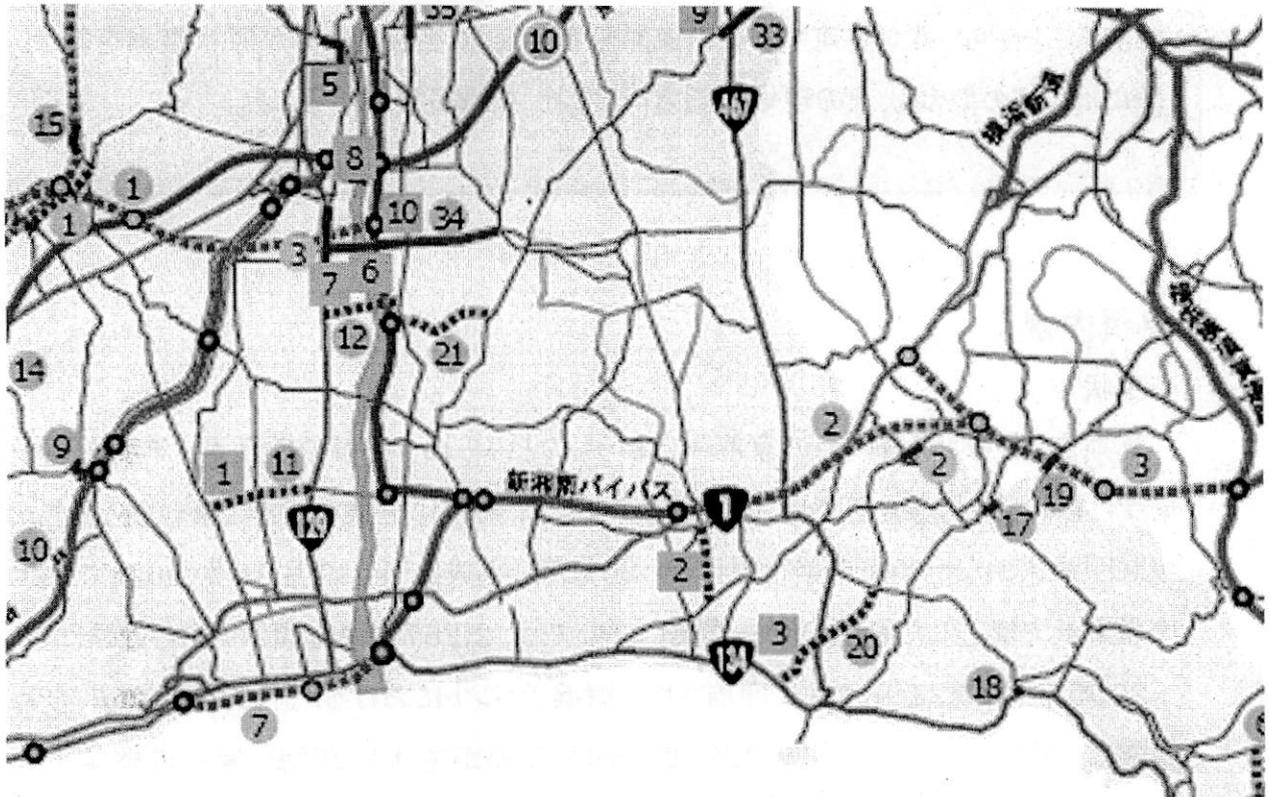
<要望事項>

つぎの事項について要望します。

- 都市計画道路「藤沢厚木線辻堂工区」及び「横浜藤沢線川名工区」について早期に事業着手すること。
- (仮称)湘南台寒川線の事業化を推進すること。
- 「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国に働きかけること。

<効果>

脆弱な高速自動車道路網を補うことにより、広域ネットワークの実現、地域産業の活性化、観光振興が期待されます。また、さがみ縦貫道の完成による、交通混雑・渋滞、生活道路への流入等の解消にも寄与するものと考えます。



②	横浜湘南道路(首都圏中央連絡自動車道)	栄IC・JCT～藤沢IC	供用	
③	高速横浜環状南線(首都圏中央連絡自動車道)	益利谷JCT～戸塚IC	供用	
②	(都) 藤沢厚木線	藤沢市辻堂元町～羽鳥	道路新設(4車線)	
②⑩	(都) 横浜藤沢線	藤沢市川名～片瀬	道路新設(4車線)	整備
②⑪	(仮称) 湘南台寒川線	藤沢市宮原～寒川町富山	道路新設(4車線)	整備

(出展:改訂・かながわのみちづくり計画)

(市担当課 土木部 土木計画課)

新規要望

9 海岸の環境保全について(海の家解体時の釘の散乱防止)

(要望先 県土整備局, 環境農政局)

重点要望項目

海の家解体に伴う釘が海岸に多く残置されており、観光客にとって危険な状態にあることから、県が許可する海の家開設者や海水浴場組合等が原状復帰を行う際には、釘の散乱状況の現場確認を行うなど、指導を徹底すること。

要望内容

<現状>

夏期海水浴期間後の海の家解体に伴うものとみられる釘類の散乱が、年間を通して見受けられ、観光客を初めとした利用者にとって、非常に危険な状態となっています。公益財団法人かながわ海岸美化財団が、2015年(平成27年)11月3日から6日にかけて、片瀬東浜で実施した釘類の除去作業においては、2,267本の釘類が回収されました。

2009年(平成21年)4月に開催された海浜イベントにおける、釘によるけが人発生を契機に、平成21年度から平成22年度にかけて、県が主体となり海の家への啓発チラシの戸別配布、実態調査が実施され、釘類回収の徹底を海岸占有の許可条件とするなど、海の家開設者や県海水浴場組合連合会等に対する働きかけが実施されました。しかし、対策から数年が経過し、現在では対策の実効性が乏しくなっています。

釘類が砂浜に残置された場合、砂の中に埋没し、回収が非常に困難であること、また、時間の経過とともに、強風等により釘類が表出することがあるため、残置防止対策が非常に重要となります。

<要望事項>

つぎの事項について要望します。

- 海の家開設者や海水浴場組合等に占用許可等をする際の指導を徹底すること。
- 原状復帰時に、釘の散乱状況の現場確認を行うこと。

<効果>

海岸の環境美化が推進されるとともに、海岸を利用する観光客や地域住民等の安全が確保され、快適に利用できる環境づくりに寄与し、観光産業の振興にもつながります。

参考資料



海の家解体の様子 (出展:公益財団法人藤沢市観光協会 Web サイト)

(市担当課 環境部 環境総務課)

10 相鉄いずみ野線の延伸について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

相鉄いずみ野線の延伸については、国の交通政策審議会において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として、倉見までの延伸が改めて位置づけられたことから、早期事業化に向け、鉄道施設の検討について市と協働して取り組むとともに、事業スキームの検討や財政的・技術的支援を行うよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

相鉄いずみ野線の延伸は、「かながわ交通計画(2007年(平成19年)10月改定)」において、「南のゲート(ツインシティ)」による全国との交流・連携を県土東西方向へと拡大する横浜県央軸を構成する路線として位置づけられています。この延伸の実現に向けては、2010年(平成22年)6月に神奈川県、藤沢市、慶應義塾大学、相模鉄道(株)の4者で構成される「いずみ野線延伸の実現に向けた検討会」が設置され、平成23年度末に、単線鉄道で慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスまでの間に新たに2駅を想定することなどの検討成果を取りまとめました。2012年(平成24年)10月には、いずみ野線の湘南台駅以西への延伸の実現と延伸地域の特性を活かした新たなまちづくりを進めることを目的として、「いずみ野線延伸連絡協議会」を設置し、検討、協議が進められているところです。また、本市では、延伸地域のまちづくりに向け、新たに想定した2駅それぞれの駅周辺のまちづくり基本計画を策定するなど、取組を進めています。

そうした中で、2016年(平成28年)4月20日の交通政策審議会「東京圏における今後の都市交通鉄道のあり方について(答申)」において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の一つとして、いずみの線「湘南台～倉見」の延伸が位置づけられました。早期の事業化に向けては、鉄道延伸計画の検討、事業スキームに係る関係者間の調整や合意形成、運行計画・建設費・運行経費に関する具体的な検討、事業採算性の検討の深度化、沿線の交通事業者等との協議や調整、また沿線地域における市街化区域への編入等を見据えた新たなまちづくり等が課題となっています。

<要望事項>

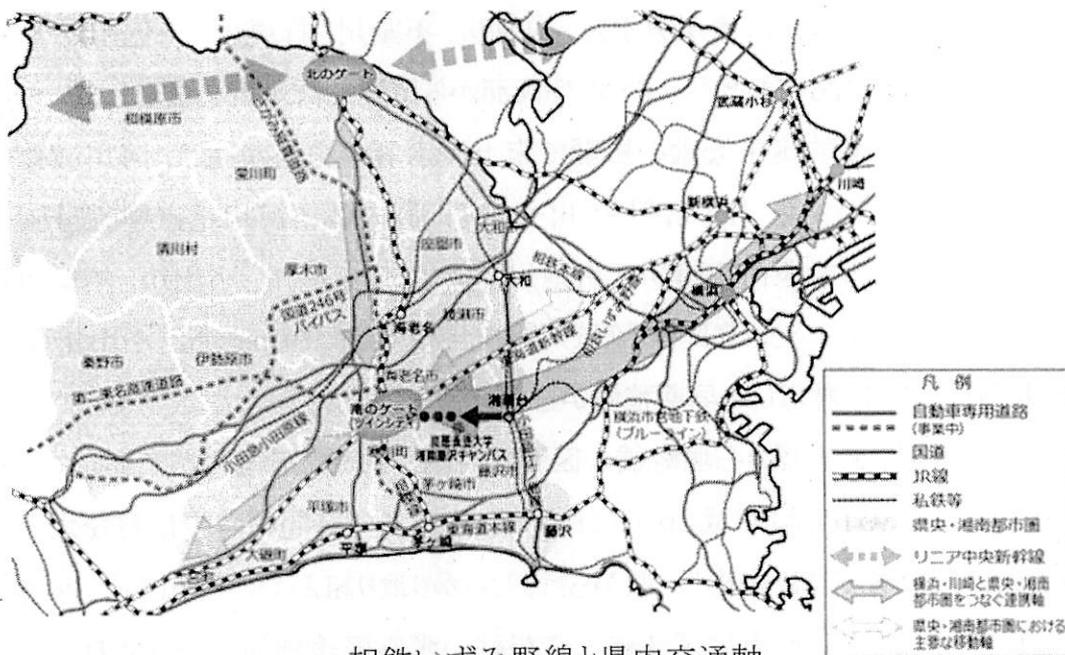
次の事項について要望します。

- 早期事業化に向けて、鉄道の線形、駅の位置等の検討について、市と協働して取り組むとともに、事業スキームの検討や財政的・技術的支援を行うよう国に働きかけること。
- 「いずみ野線延伸連絡協議会」等を活用し、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

<効果>

相鉄いずみ野線の延伸は、県央湘南地区における交通ネットワークの形成に寄与します。また、公共交通の利便性向上はもとより、地域の連携が強化され、さらに、自動車交通から徒歩、自転車、公共交通への利用転換も促進されることで、環境負荷の軽減等への寄与が見込まれます。

参考資料



相鉄いずみ野線と県内交通軸

(出典：いずみ野線延伸の実現に向けた検討会資料)

(市担当課 計画建築部 都市計画課)

継続要望

11 河川の整備促進について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

近年頻発している突発的集中豪雨の対策として、特定都市河川(境川・引地川)及び「かながわの川づくり計画」対象河川(境川・引地川・小出川)の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

要望内容

<現状>

雨水排除は、放流先河川の流下能力の影響を強く受け、近年の頻発している突発的集中豪雨では河川の水位が急激に上昇することに伴い、雨水管渠による内水の排除が滞り、現状においても床上浸水等の被害が生じています。

当市では、引地川、境川流域において貯留管と雨水幹線管渠の下水道整備を進めているほか、準用河川(滝川、滝川分水路、白旗川、不動川、打戻川、一色川)の整備やハザードマップの市民配布などハード・ソフト両面から積極的な対策を推進しています。

しかし、近年の突発的集中豪雨の影響で床上浸水等の被害が生じ、河川改修等が喫緊の課題となっています。「かながわの川づくり計画」の都市河川重点整備計画に位置づけられている当市対象河川(境川、引地川、蓼川、目久尻川、小出川、柏尾川)のうち、特に、境川、引地川の整備目標(流域対策を含めて概ね60mm/h)、小出川の整備目標(概ね50mm/h)に対応した早期整備が必要となっています。

境川については、御殿橋から堰跡橋の区間は河幅が狭く流下能力が不足している現状があることから、2015年(平成26年)10月31日に、この区間の早期改修を求める要望を市長から県知事宛てに提出し、県からは、しっかり取り組んでいきたいとの回答をいただいています。さらに、市街化区域編入や相鉄いずみ野線延伸が予定されている慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区において、小出川の流下能力不足による浸水被害が多発していることから、2015年(平成27年)9月2日に小出川の早期改修を求める要望を県知事宛に提出しています。

12 片瀬江ノ島周辺の整備及び片瀬江ノ島駅舎の改良について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

「湘南江の島の魅力アップ」に向けた取組の一環として、交通アクセスの改善及びバリアフリー化に向けた取組を積極的に推進すること。また、片瀬江ノ島駅駅舎の改良を小田急電鉄に対し、市と共同して働きかけるとともに、同駅前広場の整備にあたっては、必要な財政的支援及び技術的支援を講じること。

要望内容**<現状>**

片瀬江の島周辺での交通状況は、観光シーズンのみならず土日祝日などにおいて通年で渋滞が発生しており、江の島入口地下道についてはバリアフリー法上の整備基準を満たしていません。湘南江の島観光のメインゲートである片瀬江ノ島駅周辺では、都市計画道路片瀬江ノ島駅前通り線の国道134号までの電線地中化の整備を行ったところですが、駅前広場への車の乗り入れは1989年(平成元年)から規制されており、また、駅舎の老朽化も進んでいます。

「観光立県かながわ」の南の玄関口として「湘南江の島」の魅力を更に高めるため、平成22年度からは、県、市共同で湘南江の島魅力アップに向けた取組を行っており、平成24年度には、県、市、関係団体、関係事業者で構成される「湘南江の島魅力アッププロジェクト推進会議」を設置しました。この推進会議において課題の検討、議論を深め、2013年(平成25年)3月に、将来の姿を見通し、残された課題などを解決し、その魅力をより強固なものにするため、今後優先的に取り組むべき施策・事業を「湘南江の島魅力アップ・プラン」としてとりまとめました。それとともに、2015年(平成27年)3月には今後の事業展開を見直し、計画を一部変更しました。

片瀬江の島周辺の交通状況は、渋滞により、観光客の回遊性が低く、通過交通などにより周辺住民への生活環境にも影響を及ぼしています。また、駐車場については、島内及び島外駐車場において、利用に偏りがあるため、効率的な運用を可能にする取組

が必要となっています。さらに、小田急江ノ島線片瀬江ノ島駅の駅前広場は、バスなどの乗り入れができず、交通結節点としての機能を有していないことから、交通機能の確保と再整備が課題となっています。また、駅舎については、老朽化対策とともに津波避難施設としての機能を備えた改修並びに利便性の向上が求められています。

<要望事項>

つぎの事項について要望します。

- 「湘南江の島魅力アップ」に向けた取組の一環として、片瀬江の島周辺の交通アクセスの改善やバリアフリー化に向けた取組を積極的に推進すること。
- 片瀬江ノ島駅駅舎の改良を小田急電鉄に対し、市と共同して働きかけるとともに、同駅前広場の整備にあたっては、必要な財政的支援及び技術的支援を講じること。

<効果>

障がい者をはじめ誰もが楽しめる観光地としての環境整備を図ることで、観光地としての継続的な発展と観光客の増加が期待できます。また、災害時の対策を図ることで、地域住民の生命と財産を守るとともに、観光客に安心して繰り返し訪れてもらうことで、地域経済の活性化にもつながります。

参考資料



小田急江ノ島線片瀬江ノ島駅（出典：片瀬・江の島周辺における交通実態調査）
（市担当課 計画建築部 江の島地区周辺整備担当，企画政策部 企画政策課）

継続要望

13 クロピラリドを含む粗飼料の輸入について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

日本では許可されていない除草剤であるクロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

神奈川県で行われる都市農業において酪農、肉牛農家が使用する粗飼料については、自給生産が厳しく輸入飼料に頼らざるを得ない状況にあります。このような中、2013年(平成25年)夏に藤沢市内の酪農家が生産した堆肥を使った耕種農家の農作物に生育障害が発生し、原因を調査するため県が生物検定を行った結果、酪農家が牛に給餌する輸入粗飼料に含まれるクロピラリドが堆肥に残留していることが原因であるとの見解が示されました。一度、生育障害が発生した原因が堆肥とされた畜産農家は畜ふんを適切に処理し堆肥化しても、風評により堆肥の利用先がなくなってしまい、余剰堆肥によって畜産経営が圧迫される事態に陥っています。

輸入飼料を生産する国々で、クロピラリドの使用が禁止されていない現在では、そういった粗飼料が輸入され牛に給餌され続けることとなり、ひいては耕種農家の農作物に影響を及ぼす恐れのある堆肥を生産し続けてしまいます。

2013年(平成25年)夏に発生した、牛ふん堆肥を起因とする農作物の生育障害については、県ホームページ(2013年(平成25年)11月畜産技術センター技術情報に掲載)において、堆肥を生産供給する畜産農家及び堆肥を使用する耕種農家への注意喚起がなされていますが、根本となる「クロピラリドを使用した粗飼料」の輸入に対しては現在規制等がない状況となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 日本では許可されていない除草剤であるクロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

<効果>

全国の畜産農家、耕種農家の健全な経営及び食料自給率の向上に寄与します。

参考資料

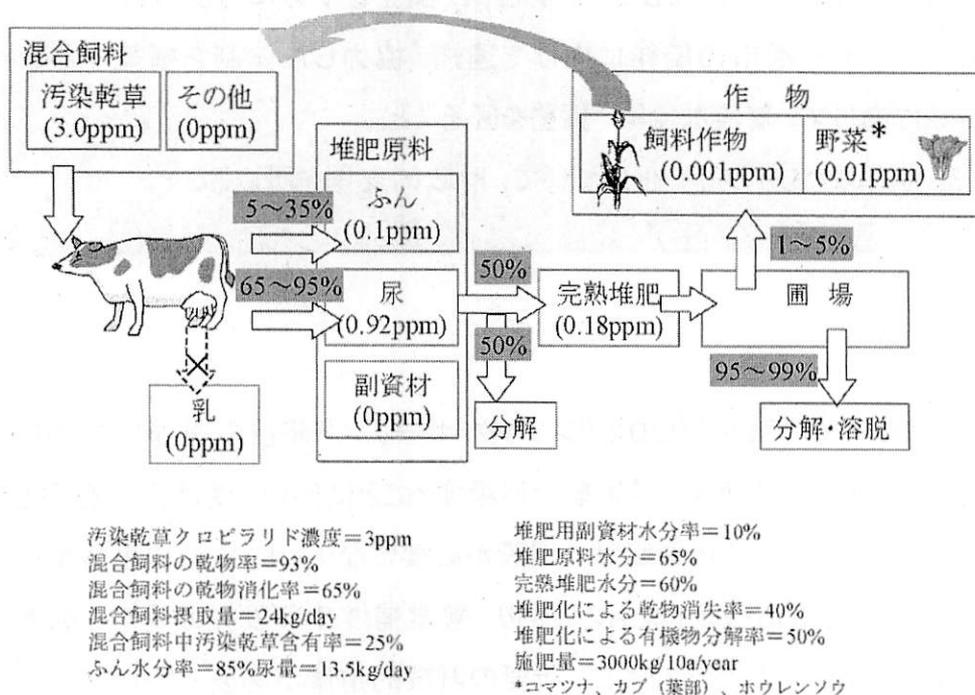


図1 クロピラリドの流れ

(クロピラリド汚染乾草を乳牛用飼料として用いた場合の農業生産系内におけるクロピラリド動態、カッコ内数値は図中に示した条件下での予想濃度(ppm=mg/kg))

(出典:「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」(独)農業・食品産業技術研究機構)

(市担当課 経済部 農業水産課)

一部新規要望

14 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について

(要望先 スポーツ局, 県土整備局)

重点要望項目

東京2020オリンピック・パラリンピックの大会成功と、大会以降に続く価値の創出に向けて、次の事項について積極的に取り組むこと。

- 1 片瀬漁港の改修について、事前協議、調整を十分に行うとともに、所要の財政的措置を講じること。
- 2 ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックに係る事前キャンプ受け入れに際して、事前協議、調整を十分に行うこと。
- 3 JOCパートナー都市の締結に向けて連携、協力した体制を構築するとともに、締結に向けて、着実な協議、調整を図ること。
- 4 江の島島内のバリアフリー化について、財政的支援を講じること。

要望内容

<現状>

湘南港(江の島)での東京2020オリンピック・セーリング競技の開催にあたり、江の島漁港(江の島)の漁船、遊漁船、遊覧船を移設することに伴い、受け入れをする片瀬漁港においては、アンカー、漁網倉庫等の増設が必要になります。この片瀬漁港への移設はオリンピックへの対応に限定したものであり、営業補償や移設先の総合的な取扱も含め、事前協議、調整を十分行うとともに、所要の財政的措置が必要となります。

事前キャンプの誘致について、当市内には、事前キャンプの誘致を想定し再整備が進む県立体育センターがあり、さらに、ラグビーワールドカップの直前トレーニングや江の島でのセーリング競技強化合宿等も想定されます。事前キャンプでは、種目別協会からの希望がない競技の場合、協力依頼等を事前に進める必要があること、また、都市親善の観点からも、事前に関係国の友好協会等への協議を進める必要があることから、県市の連携した対応が求められます。

JOCパートナー都市協定は、2001年(平成13年)5月にJOCが策定した国際競技力向上戦略の「強化拠点ネットワーク構想」の一環として、自治体が所有するスポーツ施設をトップアスリートの選手強化に活用し、競技力向上を図ることを目的として、都市(都道

府県もしくは市)と締結しています。東京2020オリンピック・セーリング会場に湘南港(江の島)が決定したこと、かながわシープロジェクトにおける相模湾一帯のマリンスポーツ、ビーチスポーツの振興に向けて、JOCパートナー都市の締結は、そのブランド価値を持続的に向上する上で必要なものと捉えています。また、JOCパートナー都市の締結と締結以降の取組に当たっては、市有施設だけでなく、県立体育センターとの連携が必要となります。

江の島島内のバリアフリー化については、長年の課題であり、2015年(平成27年)には、障がい者団体からの市長要望が寄せられ、地域住民、観光客の高齢化やより訪れやすい環境整備等の視点から、ハード、ソフト双方の面での対応が求められています。

オリンピックの開催決定を捉え、その可能性について平成28年度に調査、基本計画の策定を進めることとしています。

<要望事項>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた取組として、次の事項について要望します。

- 片瀬漁港の改修については、事前協議、調整を十分に行うとともに、所要の財政的措置を講じること。
- ラグビーワールドカップを含めた事前キャンプの受け入れに際しては、事前協議、調整を十分に行うこと。
- JOCパートナー都市の締結に向けて連携、協力した体制を構築するとともに、大会開催までの締結に向けて、着実な協議、調整を図ること。
- 江の島島内のバリアフリー化について、必要な財政的措置を講じること。

<効果>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とともに、マリンスポーツ、ビーチスポーツの振興に寄与します。また、大会以降の観光振興や地域経済、国際交流等の活性化につながります。

(市担当課 企画政策部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

15 江の島大橋及び江の島弁天橋の改修等について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

東京2020オリンピック・パラリンピックの大会以降に続く価値の創出に向けて、江の島大橋及び江の島弁天橋の改修等の対応については、「湘南江の島魅力アップ・プラン」に基づき、オリンピックに向けた再整備とその後の長期的な方向性を明らかにするよう、地元と協議の上取り組むこと。

要望内容

<現状>

神奈川県は、平成27年度に会場レイアウト等の調整素案を作成し、組織委員会等との調整を図ることとしていますが、地元住民をはじめ、競技関係者等からも大会以降を見据えた中での江の島大橋、江の島弁天橋、旧かながわ女性センター跡地、臨港駐車場の方向性について協議したい旨の要望が寄せられています。

江の島での東京2020オリンピック競技大会セーリング競技開催決定を契機に、長年の要望であった橋の再整備に向けた機運が高まる一方、漁業関係者、海水浴場関係者、観光関係者等からは説明、事前協議の充実が求められており、大会実施に向けた万全な信頼関係、協力体制の構築に支障を来しています。

地元住民も大会開催時、大会開催以降を区別しながら、各施設等の在り方を検討しており、工期との関係もあることから、オリンピック以降につながるビジョン、スケジュール等を明確にすることが求められています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 江の島大橋及び江の島弁天橋の改修等の対応について、「湘南江の島魅力アップ・プラン」に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた再整備とその後の長期的な方向性を明らかにするよう、地元と協議の上取り組むこと。

<効果>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降に続く価値の創出に向けて、次世代に継承していけるような取組を進めることで、持続可能な都市の形成と、観光地としての継続的な発展に寄与します。

参考資料



江の島大橋及び江の島弁天橋（出典：神奈川県Webサイト）

（市担当課 企画政策部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室）

広域的重点課題

(市長会要望事項から)

- 1 都市財源の確保について(企業版ふるさと納税制度の拡充)
- 2 高齢者施設の整備に対する支援について
- 3 障がい者福祉の充実について(入所施設の整備)
- 4 障がい者福祉の充実について(重度障害者医療費助成制度の充実)
- 5 幼稚園就園奨励費補助制度における財源措置について
- 6 民間保育所施設整備借入償還金補助制度の創設について
- 7 小児医療費助成制度について
- 8 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について
- 9 特別支援教育の充実強化について
(教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置)
- 10 特別支援教育の充実強化について(教員の複数配置)
- 11 再生可能エネルギーの普及制度の充実について
- 12 海岸の保全について(海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の復元)
- 13 海岸及び河川の環境保全について(河川ごみの除去対策)
- 14 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について
- 15 農地の相続税納税猶予制度の拡大について

(要望項目の順序は、優先度ではなく、市長会要望の分類順としております。)

新規要望

1 都市財源の確保について(企業版ふるさと納税制度の拡充)

(要望先 政策局)

重点要望項目

企業版ふるさと納税制度については、地方財政制度上公平性を欠いているため、対象団体を限定せず、すべての地方公共団体に制度を適用するよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

政府が平成28年度に導入した「企業版ふるさと納税」については、地方創生を推進する観点から、地方公共団体が行う地方創生事業に対する企業の寄附に対し税制上の優遇措置を行うものですが、この制度の導入により、寄付を行った企業は現行の損金算入措置に加え、法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を受けることができるため、その結果、企業の所在する地方公共団体は応分が減収となるものです。

この制度の対象となるのは、地方版総合戦略を策定する地方公共団体(以下「応援対象団体」という。)とされていますが、東京都、特別区、東京圏に所在する普通交付税不交付団体は対象外とされていることから、これらの団体においては目下の厳しい財政状況をさらに悪化させるものと懸念されます。また、基礎自治体が税収確保や地域経済活性化のため、これまで自主的に行ってきた企業誘致等への成果を得ることができず、地方の努力の阻害に繋がりがねません。

<要望事項>

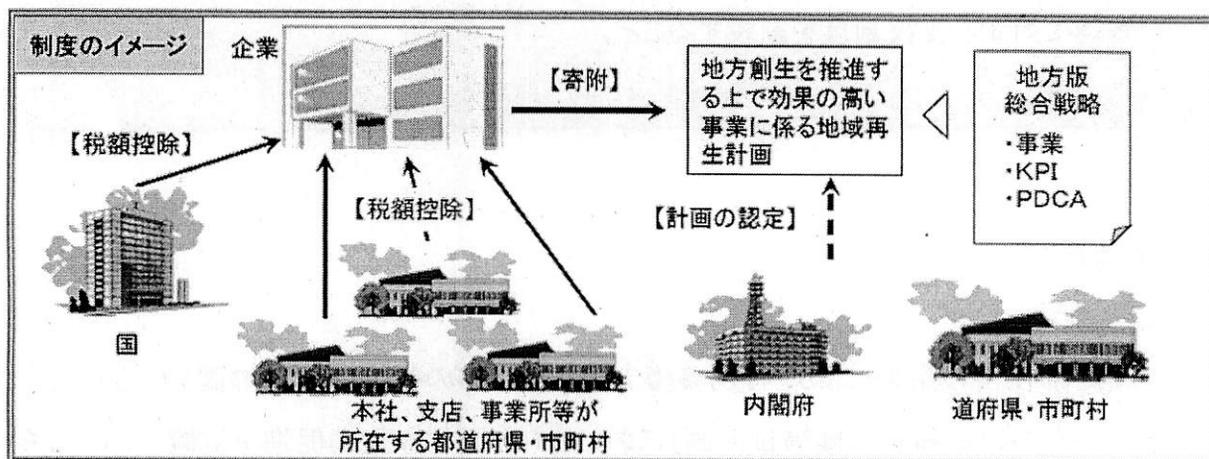
次の事項について要望します。

- 企業版ふるさと納税制度については、対象団体を限定せず、すべての地方公共団体に制度を適用するよう、国に働きかけること。

<効果>

- 基礎自治体の自立及び自主性の向上が図られるとともに、地域経済の活性化や地域の活力の再生に寄与します。

参考資料



対象となる地方公共団体

地方版総合戦略を策定する地方公共団体を対象とする。

ただし、次のいずれにも該当する地方公共団体は、対象団体から除外する。

- ・ 地方交付税の不交付団体であること
- ・ 市町村については、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体であること
(→東京都、23特別区、東京圏に所在する不交付団体(18市町)が対象外となる。)

(出典:内閣府地方創生推進事務局 Web サイト)

(市担当課 財務部 財政課)

継続要望

2 高齢者施設の整備に対する支援について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

入所者の安全を維持するため、特別養護老人ホーム等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設すること。

要望内容

<現状>

超高齢社会の到来により、特別養護老人ホーム等の整備は喫緊の課題となっています。「かながわ高齢者保健福祉計画」においても計画的な整備促進を位置づけ、今後も計画の達成に向けて、予算の確保に努め、着実に整備する必要があります。

一方で、市内には、築後30年以上経過した特別養護老人ホームが複数存在しており、入所者の安心、安全を確保するためには、相当規模の修繕工事が必要となっています。

施設の維持管理において、特に大規模修繕を行う際には、借入金等により対応することになりますが、借入を行い、大規模な修繕を行うことは、施設を運営する社会福祉法人の財務体質にも大きな影響を与えることから、健全な運営ができるように支援制度を創設する必要があります。

<要望事項>

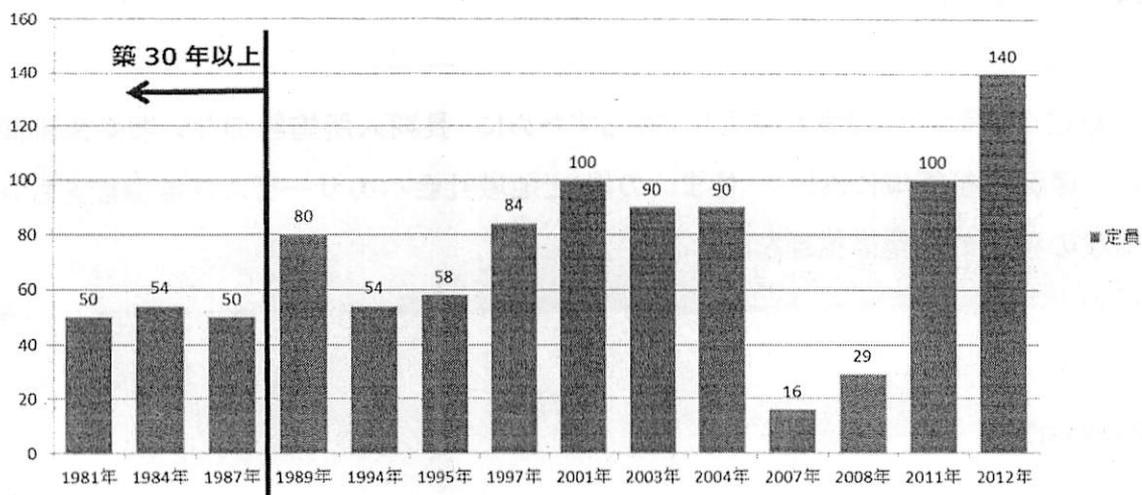
次の事項について要望します。

- 特別養護老人ホーム等の施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設すること。

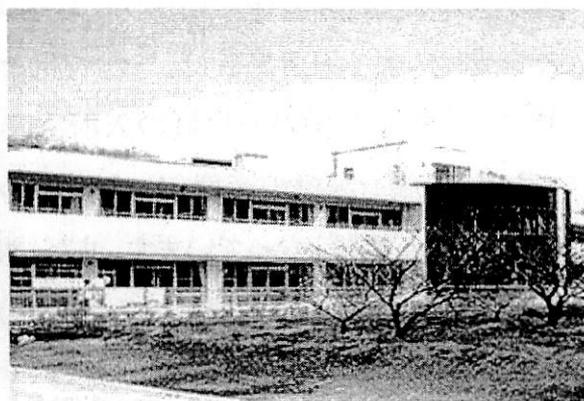
<効果>

今後の超高齢化の進展に伴い需要の高まる特別養護老人ホーム等の安定的な運営を図ることができ、入所者の安全と安定的なサービスの提供が確保されます。

参考資料



特別養護老人ホームの建築年次



老朽化した特別養護老人ホームの外観

(市担当課 福祉部 介護保険課)

継続要望

3 障がい者福祉の充実について(入所施設の整備)

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

重症心身障がい児者が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障がい保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ること。

要望内容

<現状>

障がいのある人々が、住み慣れたところでそこに住む人々とともに安心して生き生きとした生活が送れる社会づくりを目指すために、入所施設や病院からの地域移行や地域で暮らす人々のための在宅福祉サービスの充実に努めている一方、地域生活が困難な人々を受け入れる入所施設は、十分ではない状況にあります。

特に、重症心身障がい児者の入所施設については、他の障がいと比べて整備が遅れており、今後も医療の高度化により障がい児者の増加が見込まれることから、早期の整備が喫緊の課題となっています。また、湘南東部障がい保健福祉圏域は、県内政令市を含め重症心身障がい児者の入所施設が無い唯一の圏域となっており、保護者からも、入所施設の整備を望む声が強くなっています。

入所施設については、障がい児者の「住まいの場」としての機能だけでなく、家族のための「レスパイト*」機能や、施設がもつ支援のノウハウや専門人材を地域生活支援に提供する「専門性」、さらに、地域でのネットワークづくりなど地域福祉の拠点となる「地域性」などの機能を合せ持ち、地域生活を支援する上で重要な社会資源となっています。

そのため、重症心身障がい児者が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障がい保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ることを要望します。

*「レスパイト」…在宅介護などで介護者が日々の介護に疲れ、介護不能となることを予防する目的で短期間の入院等を利用すること。「休息」「息抜き」。

<要望事項>

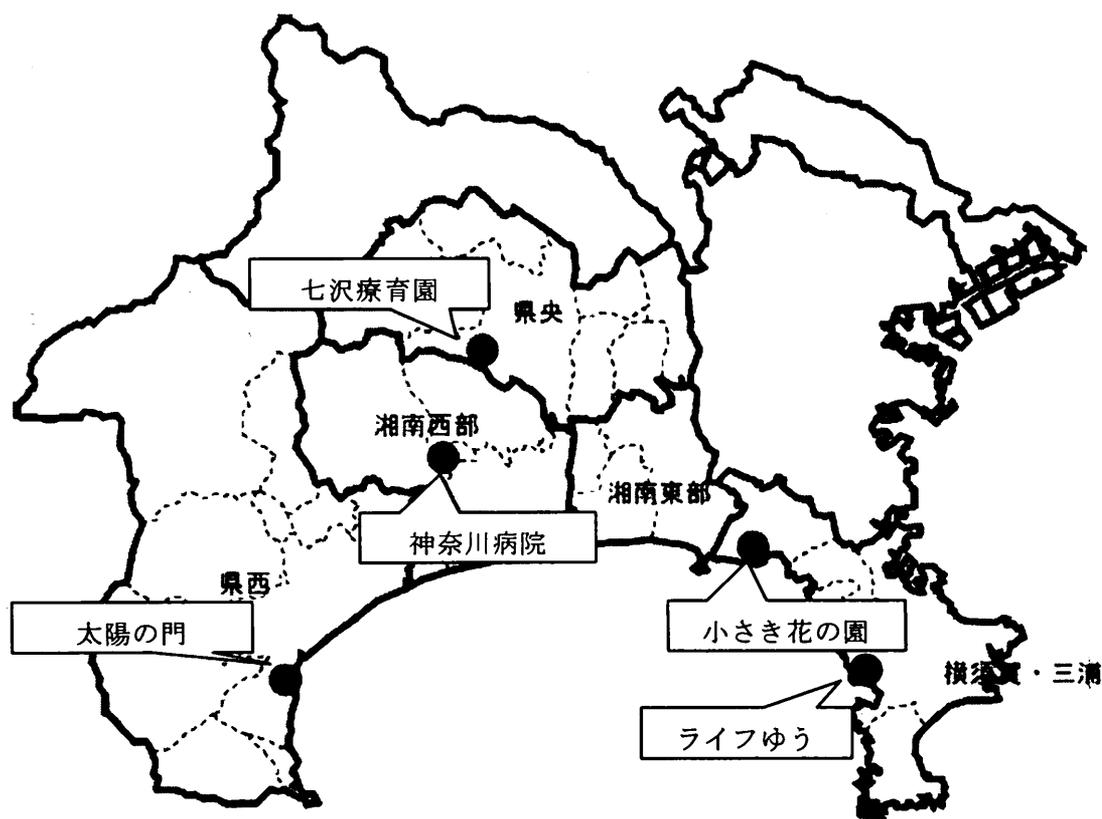
次の事項について要望します。

- 重症心身障がい児者が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障がい保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ること。

<効果>

重症心身障がい児者の入所施設の整備により、障がい児者の増加に対応し、地域生活を支援することで、障がい者の安心な生活が確保されます。

参考資料



神奈川県障がい保健福祉圏域と重症心身障がい児者施設の状況 (出典:神奈川県Webサイト)

(市担当課 福祉部 障がい福祉課)

継続要望

4 障がい者福祉の充実について(重度障害者医療費助成制度の充実)

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

2012年(平成24年)4月に重度障害者医療費助成制度が改められ、精神障害者の1級の通院の医療費が対象となったが、対象者を療育手帳B1の方まで拡大し、入院についても制度の対象とするとともに、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・知的障がい者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。

要望内容

<現状>

重度障がい者の医療費助成の対象者の増加に伴い、医療費助成額は毎年増加しています。当市の障がい者等医療費助成制度では、身体障がい者手帳1級から3級及び65歳以上で4級の一部、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級、療育手帳A1・A2(重度)及びB1(中度)、65歳以上で寝たきりの人を対象に、通院・入院時における保険診療の自己負担分を助成しています。

神奈川県では、療育手帳B1(中度)の人の通院・入院時における保険診療の自己負担分及び精神障がい者保健福祉手帳1級の人の入院時の保険診療分の自己負担分が補助対象外とされています。また、県の補助要綱の見直しにより、2008年(平成20年)10月に一部負担金が導入されるとともに、65歳以上で新たに対象となった人が対象外とされ、2009年(平成21年)10月には所得制限が導入されました。

重度障がい者の医療に係る経済的負担を軽減するため、県の要綱改正以降も市独自で助成を実施していますが、対象者の増加に伴い当市の財政負担も増加しています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 重度障害者医療費助成制度において精神障がい者1級の入院医療費についても対象とすること。
- 重度の身体・知的・精神障がい者の医療費助成制度における対象者の一部負担金及び所得制限の導入を撤廃すること。
- 重度の身体・知的・精神障がい者の医療費助成制度における65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について撤廃すること。

<効果>

財政的な支援の充実により、重度障がい者の健康の保持及び増進が図られます。

参考資料

平成28年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情

(平成27年9月議会 厚生環境常任委員会)

(略)

「平成28年度予算策定に際し、重度障害者医療費助成制度について、前年度に引き続き継続していただけますよう市への働きかけを陳情申し上げます。」

2015年(平成27年)8月26日

陳情代表者 藤沢腎友会, 特定非営利活動法人 神奈川腎友会

→委員会審査結果:趣旨了承

(市担当課 保健医療部 保健医療総務課)

継続要望

5 幼稚園就園奨励費補助制度における財源措置について

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

幼稚園就園奨励費補助制度については、国における幼児教育の無償化に向けた段階的取組により、保護者に対する補助単価がさらに増額となる見込みであり、これに伴い、市町村の負担がより一層増大することが予測されるため、現行の市町村に対する国の補助割合(補助対象額の3分の1以内)を引き上げるとともに、早期の無償化の完全実施を国に働きかけること。

要望内容

<現状>

幼稚園就園奨励費補助制度は、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する制度で、国の補助割合は1/3以内となっています。

国では、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するために、幼児教育の無償化に向けた段階的な取組を推進しています。平成26年度に、低所得世帯の負担軽減を図るため、生活保護世帯の無償化が実施され、平成27年度には、市町村民税非課税世帯に対する補助単価が増額されました。平成28年度からは、低所得の多子世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃するとともに、第2子半額、第3子以降の無償化が完全実施され、ひとり親世帯等についても、一部の階層で補助単価の増額により無償化が実施されるなど、保護者の負担軽減措置の拡充が図られています。

しかし、保護者に対する負担軽減が図られる一方で、補助単価の増額により市の負担金額は年々増加しており、市町村に対する国からの補助割合が現行どおりとされた場合には、市の負担が今後より一層増大することとなります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 幼稚園就園奨励費補助制度における、市町村に対する国の補助割合(補助対象額の3分の1以内)を引き上げるとともに、早期の無償化の完全実施を国に働きかけること。

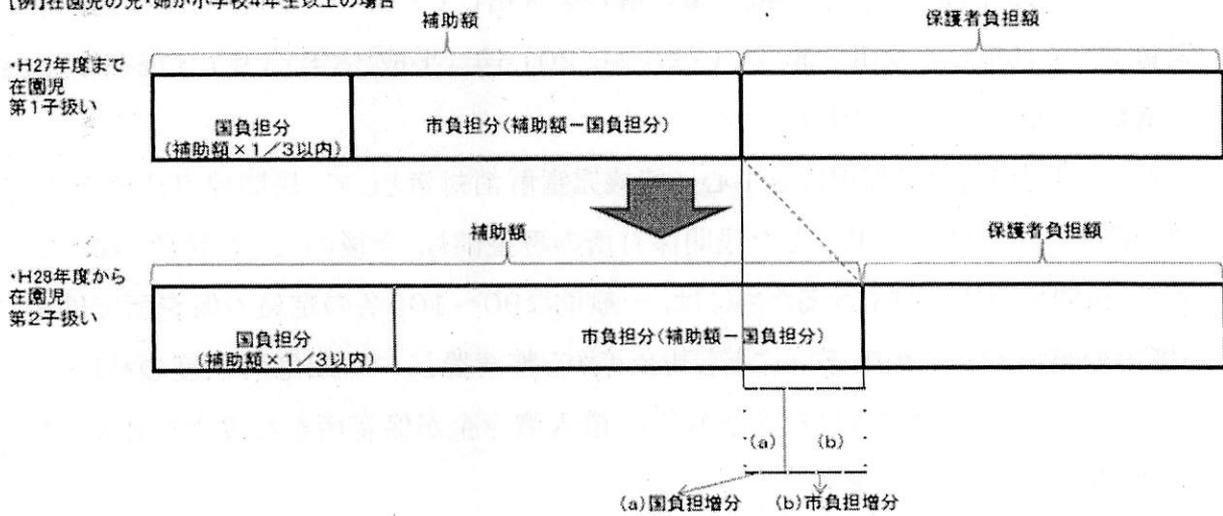
<効果>

「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指す国の基本方針の実現に寄与します。

参考資料

■多子計算の年齢制限の撤廃

【例】在園児の兄・姉が小学校4年生以上の場合



※制度変更後、在園児は第2子扱いとなり、保護者負担額は減少するが、(b)分が市の負担増となる

平成28年度から実施された保護者に対する負担軽減措置の例

(市担当課 子ども青少年部 保育課)

新規要望

6 民間保育所施設整備借入償還金補助制度の創設について

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

保育所を設置する法人にとって大きな負担となっている施設整備に係る経費等の負担軽減を図るため、県による借入償還金に対する新たな補助制度を創設すること。

要望内容

<現状>

待機児童解消は、近年の大きな課題であり、国は「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指しています。当市においても、待機児童ゼロを目指して取組を進めていますが、2016年(平成28年)4月1日現在の待機児童数は55人となっています。

近年、当市を含め、都市部を中心に待機児童解消対策として、民間保育所の新設整備が進められており、老朽化した民間保育所の再整備も、今後の大きな課題となっています。民間保育園を設立するためには、一般的な90～100名の定員の保育所で約4～5億円の整備費がかかり、安心こども基金等から整備費として約2億円程度の補助が受けられますが、残りは借入れる場合が多く、借入償還金が保育所を設置する法人にとって大きな負担となっています。

県においては、民間保育所の施設整備に伴う償還金に対する補助としては、「民間保育所運営費補助金」と「民間保育所施設整備借入償還金補助金」がありましたが、いずれの補助金も平成22年度借入契約分までが補助対象となっており、平成23年度以降の借入契約で整備した保育所については、補助対象外となっています。保育所の整備促進と、継続して安定した運営を維持するため、施設整備に係る借入償還金に対する新たな補助制度の創設が必要となっています。

<要望事項>

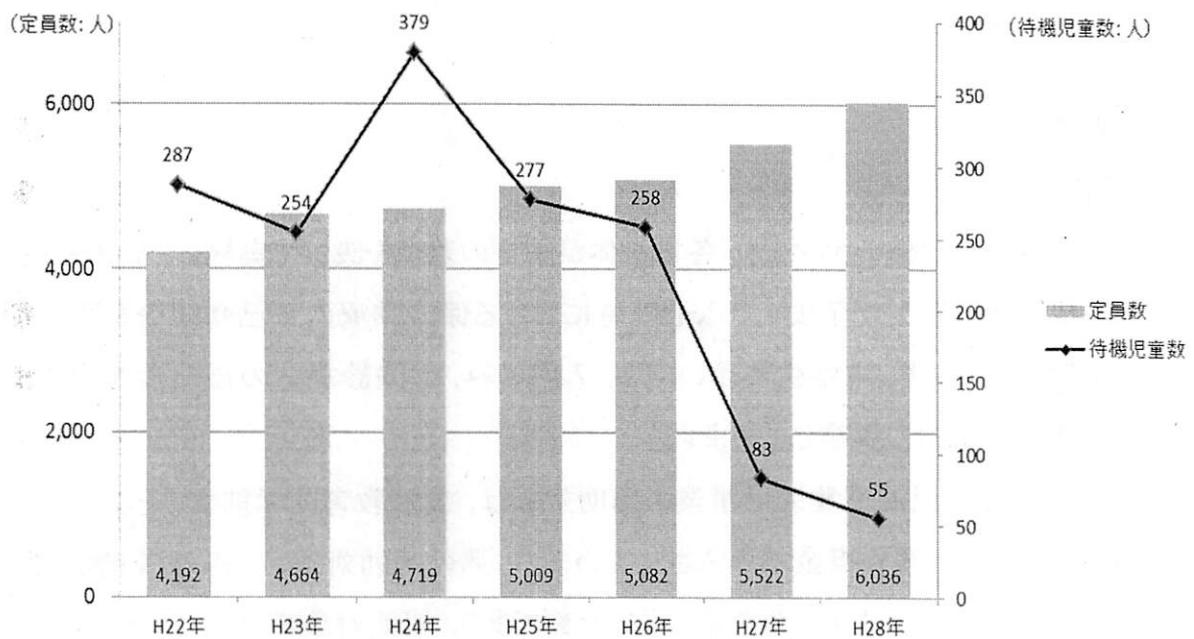
次の事項について要望します。

- 保育所施設整備にかかる、県による借入償還金に対する新たな補助制度を創設すること。

<効果>

保育所の整備促進と安定した運営を支援することで、待機児童の解消に寄与します。

参考資料



	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
待機児童数	287	254	379	277	258	83	55
定員数	4,192	4,664	4,719	5,009	5,082	5,522	6,036

認可保育所の定員数及び待機児童数の推移（各年4月1日現在）

(市担当課 子ども青少年部 保育課)

一部新規要望

7 小児医療費助成制度について

(要望先 県民局)

重点要望項目

子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げ、対象を義務教育に就学する児童・生徒まで拡大するとともに、小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、対象者の一部負担金を撤廃すること。

要望内容

<現状>

小児医療費助成については、各自治体が独自の基準を設けて実施しています。当市では、小学校6年生修了までの入通院時における保険診療の自己負担分を所得制限なしで助成しており、中学生については、入院のみ、保険診療分の自己負担分の助成を所得制限を設けて実施しています。

県における小児医療費助成事業の補助対象は、義務教育就学前までとなっており、所得制限及び一部負担金が導入されています。県の補助対象は、医療費助成額から高額療養費及び一部負担金を差し引いた額であり、補助対象額に対する市町村への補助率は1/2から1/3です。当市に対する県からの補助率は1/3となっており、市の財政負担が大きくなっています。

ひとり親家庭等医療費助成は、県内の自治体が統一して18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等を対象に、入通院時における保険診療の自己負担分について、所得制限を設けて実施しています。しかしながら、県における補助対象費は所得制限に加え一部負担金が導入されており、医療費助成額から高額療養費及び一部負担金を差し引いた額の1/2となっています。

県は、2014年(平成26年)2月に示した緊急財政対策の取組結果における県単独補助金の見直しとして、「社会保障と税の一体改革」議論の動向を見定めた上で、平成27年度以降に制度の見直しを検討するとしていました。しかし、平成28年度は現行制度が継続されており、平成29年度以降については方向性が示されていません。

小児医療費助成制度は、子どもたちの健やかな成長や保護者の経済的負担の軽減、安心して子育てができる環境づくりの一環として、子育て支援施策の中では重要な施策の一つです。近年、対象年齢を拡大する自治体が多くなってきており、自治体間での制度の格差が生じていることから、国による制度の創設が必要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- 小児医療費助成事業における県の補助率を、全ての自治体において1/2まで引き上げるとともに、対象を義務教育に就学する児童・生徒まで拡大すること。
- 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業の一部負担金を撤廃すること。

<効果>

子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図ることで、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備し、少子化対策に寄与します。

参考資料

・県内市町村の小児医療費助成における通院時の助成対象(平成28年4月1日現在)

- ・小学校3年生まで・・・3市(所得制限あり)
- ・小学校4年生まで・・・3市(所得制限あり)
- ・小学校6年生まで・・・9市5町(うち所得制限あり7市3町)
- ・中学校3年生まで・・・4市9町村(所得制限あり1市1町)

(市担当課 子ども青少年部 子育て給付課)

継続要望

8 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

(要望先 保健福祉局)

重点要望項目

地域自殺対策強化交付金事業費補助金について、交付金による自殺対策事業の継続実施を国に働きかけること。

また、県においても市町村の自殺対策事業の円滑実施が図られるよう、市町村の財政負担の軽減策を講じるとともに、市町村の負担割合が過剰になることのないよう、必要な財源が確実に配分されるよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

藤沢市では、地域における自殺対策の強化を目的とした交付金を活用し、自殺対策事業を実施してきており、平成25年度から自殺未遂者緊急介入支援事業として、国が自殺総合対策大綱で示す「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取り組み」や相談支援事業等の直接的な支援を行っています。自殺者数は、ここ数年は若干減少傾向にありますが、2012年(平成24年)から2015年(平成27年)の平均が65.8人となっており、未だ多くの命が失われている現状があります。

平成21年度に国が「地域自殺対策緊急強化基金」を創設し、当初3か年の予定を平成27年度末まで延長して実施し、その後、市町村と国県の役割分担の整理や直接的な支援である事業へのシフト等が検討され、平成27年度からは新たに「地域自殺対策強化交付金事業費補助金」として補助が実施されています。しかし、平成28年度には補助金交付要綱の改正により、補助率が変更され、市町村の負担が増大している状況です。

自殺対策事業については、各市町村は県地域自殺対策交付金事業費補助金を活用し、地域の実情に合わせた事業実施を行っているため、国からの交付金の活用ができないと各市町村は財政基盤を失うこととなります。その結果、継続して事業が実施できず自殺対策事業の推進が図られない事態が想定されます。

また、自死遺族支援事業(わかちあいの会)のように、限られた地域で実施している事業については、近隣の市町村からの相互参加を可としているものがあります。これらの広域的要素も加味する中で、恒常的な財源の担保が必要となっています。

<要望事項>

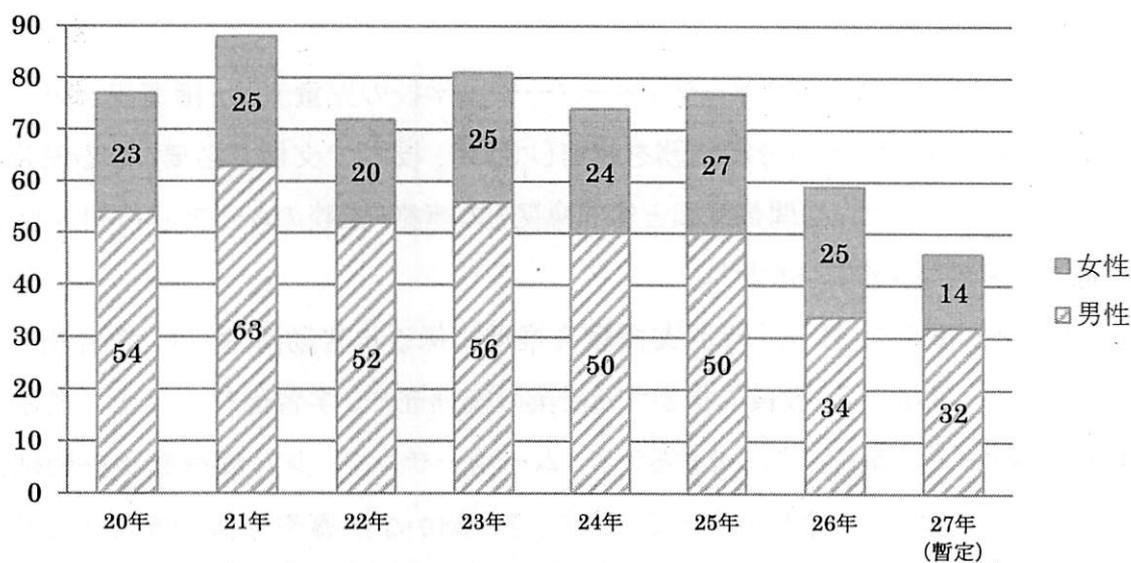
次の事項について要望します。

- 市町村が実施する自殺対策事業については、引き続き地域自殺対策強化交付金により事業を継続して実施できるよう国に働きかけること。
- 県においても市町村の自殺対策事業の円滑実施が図られるよう、市町村の財政負担軽減を図ること。

<効果>

自殺予防対策事業が安定的かつ継続的に実施できることで、市民の心身の健康を維持し、生命の尊厳を大切に市民生活を保つことができます。

参考資料



市内自殺者数の推移(人口動態統計(平成27年のみ警察庁の自殺統計))

(市担当課 保健医療部 保健予防課)

一部新規要望

9 特別支援教育の充実強化について(教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置)

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

特別支援教育及び児童生徒支援・指導の充実を図るため、全校に教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者を専任で配置すること。

また、個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間の増を図ること。

要望内容

<現状>

近年、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童生徒が増加するとともに、児童生徒指導上の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒が安心して学校生活や学習を行うためには、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の充実が喫緊の課題となっています。

その役割を担う教育相談コーディネーターや小学校の児童支援・指導担当者については、学級担任その他の分掌業務を兼務しており、校内で支援を必要とする児童の全体状況を把握することや関係教員と外部機関との連絡・相談のコーディネートを行うことが極めて困難な状況にあります。

また、県が配置している「特別支援教育推進に係る非常勤講師」は、教育相談コーディネーター業務を担う教員の担当する授業の後補充や、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童・生徒に対するチーム・ティーチング、少人数指導及び個別指導による教育支援を行う役割を担っています。きめ細かな指導や支援の充実のためには各校で十分な役割を果たしていますが、県からの配当時間数は年々削減されています。

各校とも支援が必要な児童生徒が複数在籍しており、特別支援教育推進に係る非常勤講師のニーズは年々増加していることから、一人ひとりに十分な支援を行うためには配当時間数の増が必要です。

<要望項目>

次の事項について要望します。

- 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援担当者として、全校に専任教員を配置すること。
- 個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間数の増を図ること。

<効果>

実情に即した支援体制を構築することにより、支援を必要とする児童生徒にとって安心できる教育環境を整えるとともに、よりきめ細かな支援を行うことができる。

参考資料

特別支援教育の推進に係る非常勤講師の1週間あたりの当市配当時間数の推移

	小学校	中学校
平成21年度	350h	140h
平成22年度	346h	130h
平成23年度	346h	134h
平成24年度	340h	132h
平成25年度	328h	132h
平成26年度	318h	132h
平成27年度	308h	131h

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

一部新規要望

10 特別支援教育の充実強化について(教員の複数配置)

(要望先 教育委員会教育局)

重点要望項目

特別支援教育の推進を図るため、特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行うとともに、年度途中で任用要件が消失した場合についても、年間指導計画に支障が出ないように継続して任用を行うこと。

さらに、入退院を繰り返す児童や生徒に対して、学籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

特別支援学級への教員の配置については、児童生徒数が一定数を超えた場合に規定外定数として複数配置をするという神奈川県独自の基準が定められていますが、任用要件が生じた場合でも配置がなされないケースもあり配置数が十分ではありません。

また、近年障がいのある児童生徒の市立小・中学校への入学希望が増加傾向にあり、障がいの程度の重い児童生徒が特別支援学級に入学・編入するケースも増えています。障がいのある児童生徒には同じ教員が一貫した姿勢で関わるのが非常に重要であるため、年度途中で児童生徒数に変更があった場合に、特別支援学級への教員の複数配置の任用要件が消失したとして、配置された教員の任用が取り消されることは、児童生徒の混乱を引き起こす原因の一つとなっています。

担任による児童生徒への指導・支援の内容は多岐にわたり、校内における交流学习の指導や関係機関との連絡・相談も密にとる必要がありますが、現状は、担任が従来の業務を行うための時間数の確保が困難となっています。また、障がいのある児童生徒に混乱を引き起こすことなく支援を行うためには、同じ教員が一貫した姿勢で関わるのが非常に重要であり、特に、年度途中で教員の数が減ることにより、個に応じた年間指導計画の変更を余儀なくされ、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導に支障をきたすこととなります。

さらに、児童生徒が入院をする際には、院内学級に入級するために学籍異動が必要となります。しかし、在籍していた特別支援学級における教員の複数配置が取り消された後、児童生徒が退院し元の学級に戻ってきた場合であっても、教員の再配置が行われないことがあり、教育上大きな支障をきたす原因となっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 特別支援学級への教員配置については、県の基準に沿った適正な配置を行うこと。
- 年度途中で任用要件が消失した場合でも教員数を変更せず、継続任用の対応を図ること。
- 入退院を繰り返す児童や生徒が、学籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

<効果>

障がいのある児童生徒に混乱を引き起こすことなく、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導が可能となります。

(市担当課 教育委員会 教育部 学務保健課)

継続要望

11 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

再生可能エネルギーの普及は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から極めて重要であることから、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

再生可能エネルギーの普及は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から、極めて重要です。特に、都市部においては、住宅等の屋根に比較的容易に設置ができ、災害時にも利用できる分散型電源である住宅用太陽光発電の導入が進んでおり、今後も一層の普及拡大を図っていく必要があります。

2012年(平成24年)7月から開始された、再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、特に太陽光発電に係る固定価格買取制度については、買い取り価格の引き下げが続いています。また、当市においては、エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用を推進するため、平成26年度に『藤沢市エネルギーの地産地消推進計画』を策定し、重点プロジェクトに、「太陽光発電システム導入による地産地消プロジェクト」を定めました。

固定価格買取制度について、買い取り価格の引き下げが続いていること、東日本大震災から時間が経過し、再生可能エネルギーについての関心が薄れている傾向にあること及び太陽光発電に係る国の補助制度が、平成25年度をもって廃止されたことにより、太陽光発電設備の設置が進まなくなり、ひいては、再生可能エネルギー全体の普及拡大の停滞につながる恐れがあります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

<効果>

エネルギー自給率の向上及び温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に寄与します。

参考資料

①固定価格買取制度の推移(/kWh)

	H24	H25	H26	H27※	H28※
住宅用太陽光 (10kW未満)	42円	38円	37円	33円・35円	31円・33円
非住宅用(事業用) 太陽光(10kW以上)(税抜)	40円	36円	32円	29円・27円	24円

※住宅用太陽光・・・H27:33円、H28:31円(東京・関西・中部電力管内(出力制御対応機器設置義務なし))

H27:35円、H28:33円(それ以外の電力管内(出力制御対応機器設置義務あり))

※非住宅用(事業用)太陽光・・・H27.4～6月:29円、7月～:27円

②国・県の補助制度

		H24	H25	H26	H27	H28
国	1kW当たり	35,000円	20,000円	—	—	—
	上限	899,109円	899,110円	—	—	—
県	1kW当たり	15,000円	15,000円	15,000円	ZEH導入 事業へ移行	ZEH 導入事業
	上限	52,000円	50,000円	50,000円		
	条件	市を通じて 補助	県単独・ HEMS必須	県単独・ HEMS必須		

※HEMS・・・エネルギー管理システム(エネルギー消費機器をネットワークで接続し、稼働状況やエネルギー消費状況の監視、遠隔操作や自動制御を可能にするもの)

※ZEH・・・太陽光発電システム、HEMS機器に加え、高性能の省エネ機器、高断熱の壁等を導入して、年間の一次エネルギー消費量をゼロ以下にする住宅

(市担当課 環境部 環境総務課)

新規要望

12 海岸の保全について(海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の復元)

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

海岸の環境保全を図るため、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の補助率を10/10に復元し、平成29年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国からの地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)を活用し、県では、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制に関する普及啓発事業を実施しています。そのうち、「(公財)かながわ海岸美化財団」が行う海岸清掃については、県と相模湾沿岸の13市町が1/2ずつ負担する負担金を元に実施されています。

平成25年度に創設された地域環境保全対策費補助金は、当初10/10の補助率により、海岸漂着物等地域対策推進事業が大きく前進しましたが、平成27年度は8/10、平成28年度は7/10と補助率の低下が続いています。補助金の減額に伴う(公財)かながわ海岸美化財団への負担金の減額により、清掃回数が減少することから、海岸の環境悪化を防止するため、当市では、市単独の委託(緊急清掃)により清掃回数を増やして対応している状況があります。

近年、記録的豪雨や台風等の影響により、緊急的な清掃が必要になることがある状況の中、補助金の補助率低下で十分な清掃回数の確保が困難となり、海岸の美観を損ねるだけでなく、湘南海岸のイメージへの悪影響が懸念されています。

<要望事項>

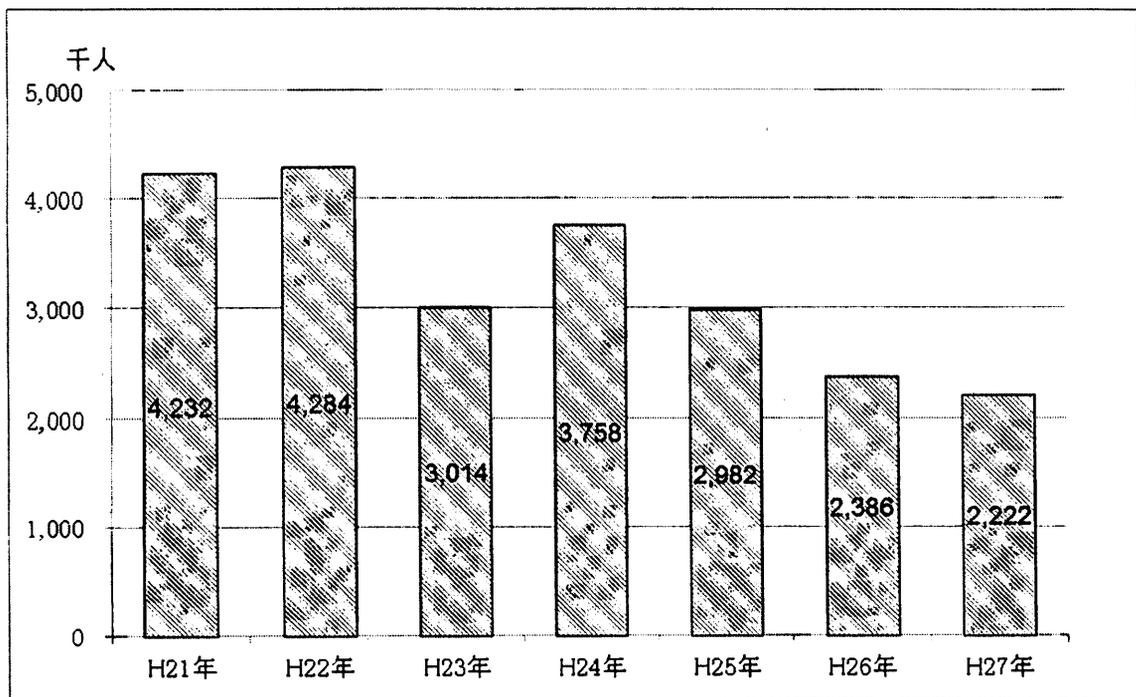
次の事項について要望します。

- 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の補助率を10/10に復元し、平成29年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。

<効果>

年間を通して定期的な清掃回数が確保されることにより、海岸における良好な景観及び環境の保全が図られ、海水浴場利用者の増加につながるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて美しい海岸を整備することで、観光産業の振興にも寄与します。

参考資料



藤沢市の海水浴場利用者数の推移

(市担当課 環境部 環境総務課)

新規要望

13 海岸及び河川の環境保全について(河川ごみの除去対策)

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

海岸流出ごみの防止及び河川ごみの除去対策として、境川及び引地川両河川の行政区域ごとに除塵機の設置を働きかけるとともに、広域的な河川クリーンキャンペーンを通じた県内一体的な美化活動の実施に取り組むなど、県においても積極的な対応を図ること。

要望内容

<現状>

境川においては、河川ごみの除去や相模湾へのごみ流出防止を目的として、最下流の藤沢市に河川除塵機を設置し、藤沢市のみで維持管理を行っています。しかし、藤沢市議会及び市民環境団体等から、河川の美化及び環境保全については、河川除塵機のあり方を含め、河川管理者が主体的に取り組むべきこと、また、単独自治体での対応には限界があるため、県が主体となって、河川の上流自治体への取組を要請すべきことが強く求められています。

除塵機の維持管理費用については、平成21年度まで、県から「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」として、対象経費(電気料金、修繕費用、ごみ収集・運搬費用)の1/3以内の補助があり、その後一時期、国庫補助の活用による代替措置が図られたものの、県の財政状況の悪化により、平成24年度以降は、除塵機の維持管理に係る費用はすべて藤沢市のみで負担をしている状況となっています。

海岸ごみの約70%は河川からの漂着ごみであるといわれる中、単独の自治体では対応に限界があります。さらに、湘南港(江の島)において、東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技が開催されることから、“県民総ぐるみ”で、海岸美化と密接に関連する河川の美化に向けた取組みを推進していく必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 境川及び引地川両河川の行政区域ごとに除塵機の設置を働きかけること。
- 広域的な河川クリーンキャンペーンを通じた県内一体的な美化活動の実施に取り組むなど、県においても積極的な対応を図ること。

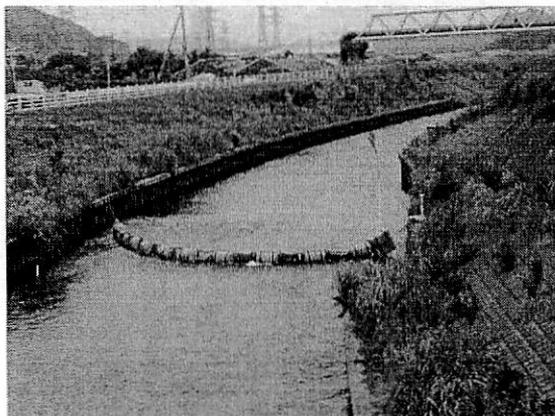
<効果>

境川・引地川の両河川の環境美化とともに、海岸清掃の軽減が図られます。

参考資料

年度別ゴミ収集量(※引地川除塵機については、平成27年10月に故障し3月に一部撤去)

年度	河川名	収集量(t)			両河川合計
		可燃物	不燃物	合計	
17年度	境川	0.495	2.250	2.745	4.360
	引地川	0.325	1.290	1.615	
18年度	境川	0.030	1.175	1.205	3.870
	引地川	0.060	2.605	2.665	
19年度	境川	0.390	1.405	1.795	4.850
	引地川	0.720	2.335	3.055	
20年度	境川	0.895	1.180	2.075	5.090
	引地川	1.195	1.820	3.015	
21年度	境川	0.680	0.900	1.580	3.750
	引地川	1.100	1.070	2.170	
22年度	境川	1.180	1.125	2.305	5.250
	引地川	1.470	1.475	2.945	
23年度	境川	1.320	1.150	2.470	6.080
	引地川	2.250	1.360	3.610	
24年度	境川	1.400	1.050	2.450	5.810
	引地川	1.970	1.390	3.360	
25年度	境川	0.900	1.060	1.960	4.170
	引地川	0.920	1.290	2.210	
26年度	境川	1.330	1.110	2.440	5.990
	引地川	2.170	1.380	3.550	
27年度	境川	1.500	0.970	2.470	3.730
	引地川	0.720	0.540	1.260	



境川の河川除塵機

(市担当課 環境部 環境総務課)

一部新規要望

14 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

要望内容

<現状>

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」は、藤沢・鎌倉の両市に跨る村岡・深沢地区へ新駅を核とする新たな広域的都市拠点の形成を図ることを目的としています。

本構想の実現に向けては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてJR東日本へ新駅設置の要望を続ける一方で、平成19年度には神奈川県、鎌倉市及び当市で構成する湘南地区整備連絡協議会を強化し、広域的な都市づくりの課題解決に向けて取組の強化を図りながら実現に向けて努めているところです。平成22年度には村岡・深沢地区の土地利用計画がまとめられ、2011年(平成23年)2月には、本構想の先駆けとなる武田薬品工業(株)湘南研究所が完成したことから、広域的都市拠点の形成に向けた新たな段階を迎えています。このような中、現在は、地元調整や都市計画決定に向けた関係機関との調整などを精力的に進めています。

まちづくりが新たな段階を迎えつつある中、核となる新駅設置に向けたJR東日本への働きかけの強化、具体的な事業スキームの構築及び広域的な都市拠点を支える広域幹線道路の整備計画の策定が喫緊の最重要課題となっています。これら諸課題の解決には、広域的視点を有する神奈川県の支援が必要不可欠となります。

<要望事項>

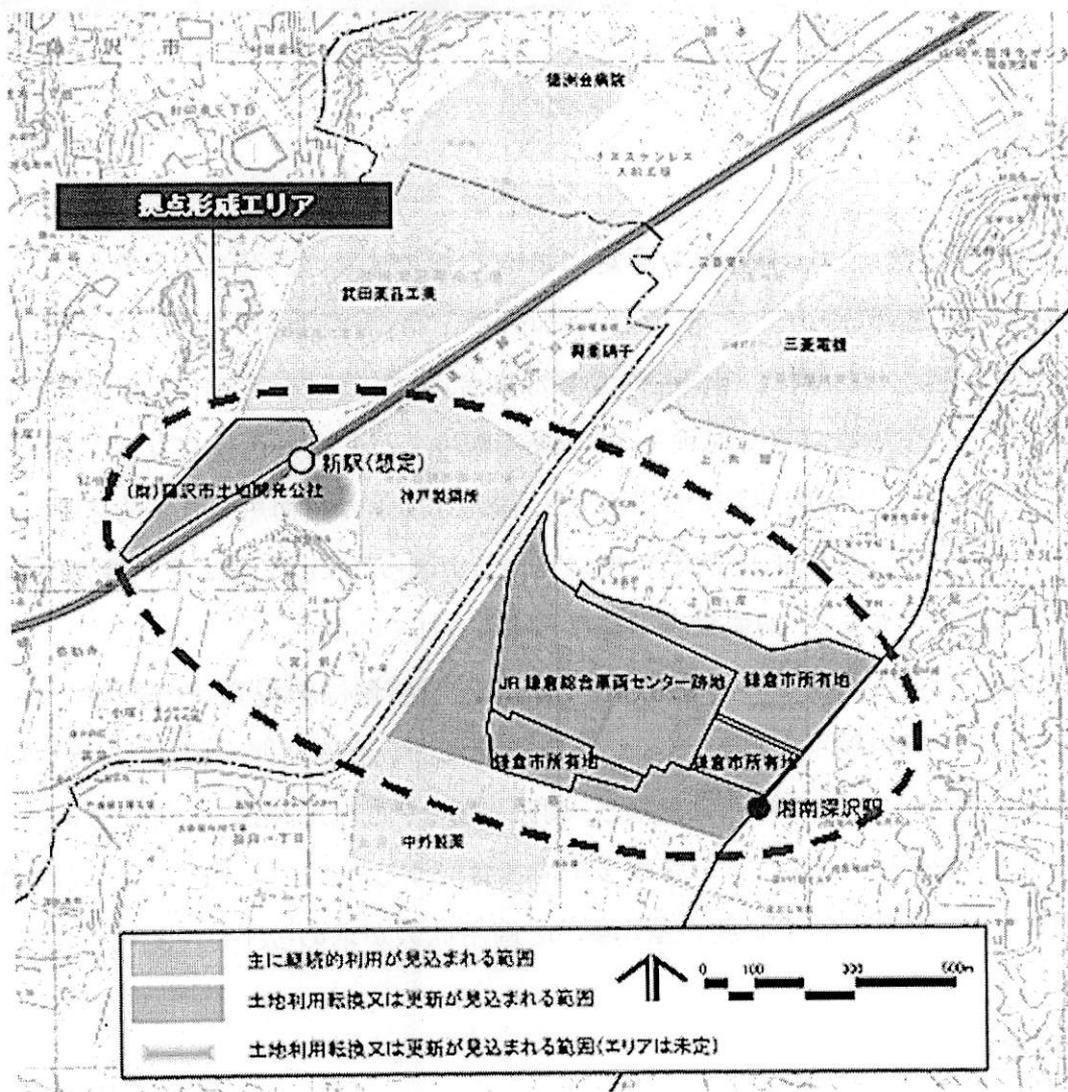
まちづくりに関する支援として、次の事項について要望します。

- 新駅設置に向けた共同組織を立ち上げること。
- 開発・整備・広域幹線道路に係る整備計画を策定すること。
- 組織及び計画に係る財政面、制度面、体制づくりに向けた支援を図ること。

<効果>

武田薬品工業(株), (株)神戸製鋼所, 三菱電機(株), 中外製薬(株)などの高度な研究, 開発機能が集積する村岡・深沢地区に新たな広域的都市拠点の形成を図ることは, 更なる研究開発機能の集積につながることから, 神奈川県全体の産業基盤の発展や地域経済の活性化に寄与します。

参考資料



村岡・深沢地区全体整備構想(案)概況図

(市担当課 都市整備部 都市整備課 村岡地区整備担当)

継続要望

15 農地の相続税納税猶予制度の拡大について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

農業後継者を育てるため、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について、国へ働きかけること。

要望内容

<現状>

市街化区域農地は、相続税の算定において宅地並みの評価がされるため、相続額が高額になる場合があります。都市農業において、市街化区域内で農業を営んでいる人に相続が発生した際に、相続税が高額な場合には、農地を手放して相続税を納めることとなり、代々継承してきた農地を守り農業を続けていくことが困難になっています。

平成21年度の農地関連法の改正により、農地を所有から利用へと目的を明確にするとともに、併せて相続税納税猶予制度の見直しが図られました。しかし、特定市街化区域農地は従来のみで、納税猶予対象から除外されています。

農地等の相続が発生した場合、特定市街化区域農地は納税猶予の対象から除かれていること、当該相続税が高額なこと、納税猶予に係る手続期間が短いこと及び納税猶予の対象となった場合の終身営農など、制限が厳しいことが、相続人が農業を継続していく上での障害となっています。農業後継者を育成するためにも、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大が求められています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について、国へ働きかけること。

<効果>

安心して農作業を取組む環境が整うため、雇用の拡大や法人の新規参入などによる農業従事者の増加や規模拡大による農業経営の安定化などが期待されます。併せて、農業後継者の育成、地産地消の推進、市街化区域内の緑地・空地の保全や景観形成、温室効果ガスの吸収、フードマイレージ*の削減などに寄与します。

*フードマイレージ…「食料の輸送量」×「輸送距離」で表わされ、この値が大きいほど、排出される二酸化炭素も多く、地球環境への負担が大きいことになります。

参考資料

市内の農家数、農家人口及び農業就業人口の推移

年	総農家数	専業農家数	兼業農家数			農家人口		
			総数	第1種兼業	第2種兼業	総数	男	女
S55年	(1,818)	(376)	(1,442)	(386)	(1,056)	(9,792)	(4,938)	(4,854)
S60年	(1,850)	(288)	(1,562)	(452)	(1,110)	(9,680)	(4,805)	(4,875)
	1,735	285	1,450	451	999	9,129	4,554	4,575
H2年	1,567	283	1,284	402	882	6,634	3,266	3,368
H7年	1,391	312	1,079	259	820	5,998	2,977	3,021
H12年	932	244	688	195	493	4,674	2,357	2,317
H17年	811	278	533	177	356	3,903	1,952	1,951
H22年	713	257	456	153	303	3,203	1,585	1,618

(注)農家の定義変更により、昭和45年から昭和60年の()内は旧定義によるもので、昭和60年の()外は、新定義により組替集計したもの。なお、平成12年移行は販売農家のみの数値を表示しています。

資料:文書統計課

(農林業センサス等)

(市担当課 経済部 農業水産課)

県所管別要望一覧

政策局

(個別6)ロボット産業の振興に対する支援の充実について	12
(広域1)都市財源の確保について(企業版ふるさと納税制度の拡充)	34

安全防災局

(個別1)防犯カメラの設置について	2
(個別4)GPS波浪計の整備について	8

県民局

(広域7)小児医療費助成制度について	46
--------------------	----

スポーツ局

(個別5)全国健康福祉祭(ねんりんピック)について	10
(個別14)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組 について	28

環境農政局

(個別2)落書き防止に関する県条例制定と取締り強化について	4
(個別3)不法投棄の防止について	6
(個別9)海岸の環境保全について(海の家解体時の釘の散乱防止)	18
(個別13)クロピラリドを含む粗飼料の輸入について	26
(広域11)再生可能エネルギーの普及制度の充実について	54
(広域12)海岸の保全について(海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の 復元)	56
(広域13)海岸及び河川の環境保全について(河川ごみの除去対策)	58
(広域15)農地の相続税納税猶予制度の拡大について	62

保健福祉局

(個別6)ロボット産業の振興に対する支援の充実について	12
(広域2)高齢者施設の整備に対する支援について	36
(広域3)障がい者福祉の充実について(入所施設の整備)	38
(広域4)障がい者福祉の充実について(重度障害者医療費助成制度の充実)	40
(広域8)地域自殺対策強化交付金事業費補助金について	48

産業労働局

(個別6)ロボット産業の振興に対する支援の充実について 12

県土整備局

(個別8)道路の整備促進について 16

(個別9)海岸の環境保全について(海の家解体時の釘の散乱防止) 18

(個別10)相鉄いずみ野線の延伸について 20

(個別11)河川の整備促進について 22

(個別12)片瀬江の島周辺の整備及び片瀬江ノ島駅舎の改良について 24

(個別14)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について 28

(個別15)江の島大橋及び江の島弁天橋の改修等について 30

(広域14)村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について 60

教育委員会教育局

(個別7)日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の拡充について 14

(広域5)幼稚園就園奨励費補助制度における財源措置について 42

(広域6)民間保育所施設整備借入償還金補助制度の創設について 44

(広域9)特別支援教育の充実強化について
(教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置) 50

(広域10)特別支援教育の充実強化について(教員の複数配置) 52

県警本部

(個別1)防犯カメラの設置について 2

(個別2)落書き防止に関する県条例制定と取締り強化について 4

(個別3)不法投棄の防止について 6

※凡例

(個別)…個別重点課題

(広域)…広域的重点課題



藤沢市企画政策部企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL(0466)50-3502

FAX(0466)50-8400

e-mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp

web サイト <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>